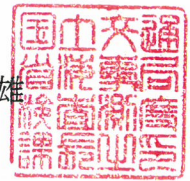


(有 添 付 物)
国海査第 314 号の 2
令和元年 12 月 23 日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省 海事局
検査測度課長 石原 典雄



船舶検査の方法の一部改正について (通知)

今般、別紙のとおり検査の方法の一部を改正しましたのでお知らせします。

船舶検査の方法の一部改正について

1 改正の経緯

今般、国際海事機関において、救命艇、救助艇、進水装置及び離脱装置（以下「救命艇等」という。）の整備、保守等の要件を定めた MSC 決議（MSC.402(96)）及び同決議を強制化するための SOLAS 条約附属書 III 章 3 規則及び 20 規則の改正案（MSC.404(96)）が採択され、令和 2 年 1 月 1 日に発効予定である。これにともない、我が国においても改正内容を担保する船舶検査心得の一部改正が行われることから、これに適応した検査を行うため、船舶検査の方法を改正する。

2 改正の内容

（1）検査の方法 B 編及び S 編の改正

SOLAS 条約適用船の救命艇等の検査では、MSC 決議に従い国が証明又は登録船級協会が承認した整備事業者により整備、保守等が行われていることを確認する。

また、MSC 決議に従い国が証明又は登録船級協会が承認した整備事業者により整備を行った救命艇等については、B 編に規定する救命艇等の検査（定期検査で実施する 1.1 倍の負荷作動試験（ウインチ及び離脱装置の試験）を除く。）の立会いを省略できることとする。

（2）検査の方法 附属書 F 及び附属書 H の改正

MSC 決議の内容を検査の方法（附属書 F 及び附属書 H）に取入れ、救命艇等の整備のサービス・ステーション（整備事業者）として証明する手続きを定める。

また、日本船舶が海外で整備する場合、国が証明した海外の整備事業者が存在しなければ国内から呼んで整備を行わなければならないため、登録船級協会が承認した整備事業者についても、これらを利用出来ることとする。

（3）その他所要の改正を行う。

3 適用時期

検査の方法 B 編及び S 編の改正については令和 2 年 1 月 1 日から、その他については本通達日から適用する。

船舶検査の方法の一部を改正する新旧対照表

○船舶検査の方法 B 編
以下のとおり一部改正する。

(傍線の部分は改正部分)

改正案					現行				
検査項目	定期	1中	2中	3中	検査項目	定期	1中	2中	3中
2.7.1 救命艇 救命艇については、次の項目の検査を行う。					2.7.1 救命艇 救命艇については、次の項目の検査を行う。 <u>ただし、3～7の項目については、入港前に当該試験を実施し、記録等により確認された場合は、検査の一部を省略して差し支えない。(除く定期検査)</u>				
-1. 艇内外、 <u>進水装置及び離脱装置</u> の外観検査を行い、異常のないことを確かめる。	○	○	○		-1. 艇内外の外観検査を行い、異常のないことを確かめる。	○	○	○	
-2. <u>水密空気箱(内部浮体として使用している場合に限る。)</u> の気密試験(0.007MPaを標準とする。)を行う。	○				-2. <u>空気箱</u> の気密試験(0.007MPaを標準とする。)を行う。	○			
-3. ぎ装品を搭載して振出し試験を行う。	○	○	○		-3. ぎ装品を搭載して振出し試験を行う。	○	○	○	
-4. 進水装置 (1) 1隻の救命艇について、ぎ装品をとう載し、救命艇内部から操作し、降下、進水させる。	○	○	○		-4. 進水装置 (1) 1隻の救命艇について、ぎ装品をとう載し、救命艇内部から操作し、降下、進水させる。	○	○	○	
(2) 乗組員が乗艇していない艇を用いて、ウ	○				(2) <u>定期検査においては</u> 、乗組員が乗艇して	○			

インチの制御装置の動的試験を行う。同試験は救命艇の定員及びぎ装品を満載した全質量の 1.1 倍の状態 ¹ で救命艇が最大降下速度に達したとき、急激にブレーキをかけて行う。					いない艇を用いて、ウインチの制御装置の動的試験を行う。同試験は救命艇の定員及びぎ装品を満載した全質量の 1.1 倍の状態 ² で救命艇が最大降下速度に達したとき、急激にブレーキをかけて行う。				
(3) 揚収試験を行う。	○	○	○		(3) 揚収試験を行う。	○	○	○	
-5. 浮上試験を行う。	○	○	○		-5. 浮上試験を行う。	○	○	○	
-6. 離脱装置 (1) 救命艇(自由降下式救命艇を含む。)の離脱装置は点検整備を行い、 <u>荷重がかかっている状態及びかかっている状態</u> で作動試験(自由降下式救命艇 ¹ にあつては <u>附属書 F22.6.2.7</u> の作動試験)を行う。		○	○		(1) 救命艇(自由降下式救命艇を含む。)の離脱装置は点検整備を行い、作動試験を行う。	○	○	○	
(2) 救命艇(自由降下式救命艇を含む。)の離脱装置は解放整備を行い、救命艇の定員及びぎ装品を満載した状態 ¹ の救命艇の全質量の 1.1 倍の <u>荷重がかかっている状態及びかかっている状態</u> で作動試験(自由降下式救命艇 ¹ にあつては <u>操縦乗船者のみが乗船した自由降下進水での作動試験又は救命艇の定員及びぎ装品を満載した状態の救命艇の 1.1 倍の荷重がかかっている状態</u> での <u>附属書 F22.6.2.7</u> の作動試験)を行う。	○				(2) 救命艇(自由降下式救命艇を含む。)の離脱装置は <u>定期検査において</u> 解放整備を行い、救命艇の定員及びぎ装品を満載した状態 ² の救命艇の全質量の 1.1 倍の <u>負荷をかけて</u> 作動試験を行う。	○			
(3) つり索及びびもやい索の離脱装置の作動	○	○	○		(3) つり索及びびもやい索の離脱装置の作動	○	○	○	

<p>試験を行う。</p> <p>-7. 発動機付救命艇の試運転を行い、前後進及びかじの作動を行う。ただし、第2B種中間検査のときは、機関作動試験を行い、前後進及びかじの作動を行う。</p> <p>-8. 通風装置の作動試験を行う。</p> <p>-9. 蓄電池の電解液比重を計測する。</p> <p>-10. 室内灯、キャノピー灯及び探照灯の点灯試験を行う。ただし、海水電池を使用するものにあつては、導通試験を行う他、附属書 G に定めるところによる。</p> <p>-11. ぎ装品の確認を行う。 (1) 経年劣化するぎ装品(救難食糧、飲料水、応急医療具、持ち運び式消火器の消火剤及び火工品をいう。以下おなじ)については、附属書 G に定めるところによる。 (2) 水密電気灯一点灯試験を行う。</p> <p>-12. 空気自給式救命艇については、次の検査を行う。 (1) 空気容器圧力を確認する。 (2) 配管の通気試験を行う。</p> <p>-13. 耐火救命艇については、次の検査を行う。 (1) 上記-12.の検査 (2) 散水試験を行う。</p>	○	○	○							
2.7.2 膨脹式救命いかだ及び膨脹式救命浮器										
<p>試験を行う。</p> <p>-7. 発動機付救命艇の試運転を行い、前後進及びかじの作動を行う。ただし、第2B種中間検査のときは、機関作動試験を行い、前後進及びかじの作動を行う。</p> <p>-8. 通風装置の作動試験を行う。</p> <p>-9. 蓄電池の電解液比重を計測する。</p> <p>-10. 室内灯、キャノピー灯及び探照灯の点灯試験を行う。ただし、海水電池を使用するものにあつては、導通試験を行う他、附属書 G に定めるところによる。</p> <p>-11. ぎ装品の確認を行う。 (1) 経年劣化するぎ装品(救難食糧、飲料水、応急医療具、持ち運び式消火器の消火剤及び火工品をいう。以下おなじ)については、附属書 G に定めるところによる。 (2) 水密電気灯一点灯試験を行う。</p> <p>-12. 空気自給式救命艇については、次の検査を行う。 (1) 空気容器圧力を確認する。 (2) 配管の通気試験を行う。</p> <p>-13. 耐火救命艇については、次の検査を行う。 (1) 上記-12.の検査 (2) 散水試験を行う。</p>	○	○	○							
2.7.2 膨脹式救命いかだ及び膨脹式救命浮器										

<p>-1~-2 (略)</p> <p>-3. 進水装置 (1) ぎ装品をどう載したものの又はこれに相当する荷重により、振出試験、降下試験及び揚収試験を行う。</p> <p>(2) 進水装置を用いる膨脹式救命いかだにあつては、乗組員が乗艇していないいかだを用いてウインチの動的試験を行う。同試験はいかだの定員及びぎ装品を満載した全質量の1.1倍の状態でいかだが最大降下速度に達したとき、急激にブレーキをかけて行う。</p> <p>(3) 第2B種中間検査及び国際航海に従事しない旅客船の特1中以外の第1種中間検査においては、作動試験を行う。</p> <p>-4. 離脱装置(進水装置用膨脹式救命いかだに限る) (1) いかだの離脱装置は点検整備を行い、附属書 F22.6.2.8の作動試験を行う。</p> <p>(2) いかだの離脱装置は解放整備を行い、いかだの定員及びぎ装品を満載した状態のいかだの全質量の1.1倍の荷重がかかっている状態及びかかっている状態で作動試験を行う。</p>	○	○	○							
-1~-2 (略)										
<p>-3. 進水装置 (1) ぎ装品をどう載したものの又はこれに相当する荷重により、振出試験、降下試験及び揚収試験を行う。</p> <p>(2) 進水装置を用いる膨脹式救命いかだにあつては、定期検査において、乗組員が乗艇していないいかだを用いてウインチの動的試験を行う。同試験はいかだの定員及びぎ装品を満載した全質量の1.1倍の状態でいかだが最大降下速度に達したとき、急激にブレーキをかけて行う。</p> <p>(3) 第2B種中間検査及び国際航海に従事しない旅客船の特1中以外の第1種中間検査においては、作動試験を行う。</p> <p>-4. 離脱装置(進水装置用膨脹式救命いかだに限る) (1) いかだの離脱装置は点検整備を行い、定期検査において作動試験を行う。</p> <p>(2) いかだの離脱装置は定期検査において解放整備を行い、いかだの定員及びぎ装品を満載した状態のいかだの全質量の1.1倍の負荷をかけて作動試験を行う。</p>	○	○	○							

<p>-5. 積付設備に変更がない場合であって、船舶の責任ある職員等の立会のものとして整備認定事業場が積付けを行いその旨を証明したときは、旅客船を除き積付け検査を省略して差し支えない。</p>	○	○	○	<p>-5. 積付設備に変更がない場合であって、船舶の責任ある職員等の立会のものとして整備認定事業場が積付けを行いその旨を証明したときは、旅客船を除き積付け検査を省略して差し支えない。</p>			
<p>2.7.3 固定型救命いかだ及び固定型救命浮器</p> <p>-1. 現状検査及びびぎ装品の確認を行う。また経年劣化するびぎ装品については附属書 G に定めるところによること。</p> <p>-2. 進水装置</p> <p>(1) びぎ装品をどう載したものの又はこれに相当する荷重により、振出試験、降下試験及び揚収試験を行う。</p> <p>(2) 進水装置を用いる固定型救命いかだにあっては、乗組員が乗艇していないいかだを用いてウインチの動的試験を行う。同試験はいかだの定員及びびぎ装品を満載した全質量の1.1倍の状態できかだが最大降下速度に達したとき、急激にブレーキをかけて行う。</p> <p>(3) 第2B種中間検査及び国際航海に従事しない旅客船の特1中以外の第1種中間検査においては、作動試験を行う。</p> <p>-3. 離脱装置(進水装置用固定型救命いかだに限る)</p>	○	○	○	<p>2.7.3 固定型救命いかだ及び固定型救命浮器</p> <p>-1. 現状検査及びびぎ装品の確認を行う。また経年劣化するびぎ装品については附属書 G に定めるところによること。</p> <p>-2. 進水装置</p> <p>(1) びぎ装品をどう載したものの又はこれに相当する荷重により、振出試験、降下試験及び揚収試験を行う。</p> <p>(2) 進水装置を用いる固定型救命いかだにあっては、定期検査において、乗組員が乗艇していないいかだを用いてウインチの動的試験を行う。同試験はいかだの定員及びびぎ装品を満載した全質量の1.1倍の状態できかだが最大降下速度に達したとき、急激にブレーキをかけて行う。</p> <p>(3) 第2B種中間検査及び国際航海に従事しない旅客船の特1中以外の第1種中間検査においては、作動試験を行う。</p> <p>-3. 離脱装置(進水装置式固定型救命いかだに限る)</p>	○	○	○

<p>(1) いかだの離脱装置は点検整備を行い、附属書 F22.6.2.8の作動試験を行う。</p> <p>(2) いかだの離脱装置は解放整備を行い、いかだの定員及びびぎ装品を満載した状態のいかだの全質量の1.1倍の荷重がかかっている状態及びかかっている状態で作動試験を行う。</p> <p>-4. 積み付け等について格納装置と締め付けワイヤー等で固縛されるものは、自動離脱装置の効力を(水圧作動式は附属書 F-1.2.10 による整備及び浮上作動式は現状)を確認すること。なお、国際航海に従事しない旅客船の特1中以外の中間検査においては、外観検査のみを実施することとして差し支えない。また、自動離脱装置のない格納装置にあっては、投下及び自動浮揚できることを確認する。</p>	○	○	○	<p>(1) いかだの離脱装置は点検整備を行い、作動試験を行う。</p> <p>(2) いかだの離脱装置は定期検査において解放整備を行い、いかだの定員及びびぎ装品を満載した状態のいかだの全質量の1.1倍の負荷をかけて作動試験を行う。</p> <p>-4. 積み付け等について格納装置と締め付けワイヤー等で固縛されるものは、自動離脱装置の効力を(水圧作動式は附属書 F-1.2.10 による整備及び浮上作動式は現状)を確認すること。なお、国際航海に従事しない旅客船の特1中以外の中間検査においては、外観検査のみを実施することとして差し支えない。また、自動離脱装置のない格納装置にあっては、投下及び自動浮揚できることを確認する。</p>	○	○	○
<p>2.7.4 救助艇</p> <p>救助艇については、次の項目の検査を行う。</p> <p>-1. 膨脹型及び複合型救助艇については、附属書 F-2 の膨脹型及び複合型救助艇整備基準の定めるところにより検査を行う。ただ</p>	○	○	○	<p>2.7.4 救助艇</p> <p>救助艇については、次の項目の検査を行う。ただし、国際航海に従事しない旅客船の特1中以外の中間検査にあっては、附属書 F-2.2.1 から 2.2.3 まで及び 2.3 の検査のみ行う。</p> <p>-1. 膨脹型及び複合型救助艇については、附属書 F-2 の膨脹型及び複合型救助艇整備基準の定めるところにより検査を行う。</p>	○	○	○

<p>し、国際航海に従事しない旅客船の特1中以外の中間検査にあっては、附属書F-2.2.1から2.2.3まで及び2.3の検査のみ行う。</p> <p>-2. 外観検査を行い、異常のないことを確かめる。</p> <p>-3. ぎ装品をとう載して振出し試験を行う。</p> <p>-4. 進水装置</p> <p>(1) 1隻の救助艇について、ぎ装品をとう載し、<u>救助艇</u>の内部から操作し、降下、進水させる。</p> <p>(2) 乗組員が乗艇していない艇を用いて、ウインチの制動装置の動的試験を行う。同試験は救助艇の定員及びぎ装品を満載した全質量の1.1倍の状態に救助艇が最大降下速度に達したとき、急激にブレーキをかけて行う。</p> <p>(3) 揚収試験を行う。</p> <p>-5. 浮上試験を行う。</p> <p>-6. 離脱装置</p> <p>(1) 救助艇の離脱装置は点検整備を行い、<u>荷重がかかっている状態及びかかっている状態</u>で作動試験を行う。</p> <p>(2) 救助艇の離脱装置は解放整備を行い、救助艇の定員及びぎ装品を満載した状態</p>	○	○	○																	
<p>-2. 外観検査を行い、異常のないことを確かめる。</p> <p>-3. ぎ装品をとう載して振出し試験を行う。</p> <p>-4. 進水装置</p> <p>(1) 1隻の救助艇について、ぎ装品をとう載し、<u>救命艇</u>の内部から操作し、降下、進水させる。</p> <p>(2) <u>定期検査においては</u>、乗組員が乗艇していない艇を用いて、ウインチの制動装置の動的試験を行う。同試験は救助艇の定員及びぎ装品を満載した全質量の1.1倍の状態に救助艇が最大降下速度に達したとき、急激にブレーキをかけて行う。</p> <p>(3) 揚収試験を行う。</p> <p>-5. 浮上試験を行う。</p> <p>-6. 離脱装置</p> <p>(1) 救助艇の離脱装置は点検整備を行い、<u>作動試験</u>を行う。</p> <p>(2) 救助艇の離脱装置は<u>定期検査において</u>解放整備を行い、救助艇の定員及びぎ装</p>	○	○	○																	

<p>態の救助艇の全質量の1.1倍の<u>荷重がかかっている状態及びかかっている状態</u>で作動試験を行う。</p> <p>(3) つり索及びもやい網の離脱装置の作動試験を行う。</p> <p>-7. 試運転を行い、前後進及びかじの作動を行う。ただし、第2B種中間検査のときは、機関作動試験を行い、前後進及びかじの作動を行う。</p> <p>-8. ぎ装品の確認を行う。また経年劣化するぎ装品については、附属書Gに定めるところによる。水密電気灯は、点灯試験を行う。</p> <p>2.7.13 以下の救命設備(以下「<u>救命艇等</u>」という。)の保守整備が終了したことを証明する書類(SOLAS条約適用船^(注)(以下同じ。)に限る。) (注)国際航海に従事する旅客船及び旅客船以外の船舶であって総トン数500トン以上のもの(施行規則第1条第2項第1号の船舶及び推進機関を有しない船舶を除く。)</p> <p>-1. 救命艇</p> <p><u>-2. 救助艇</u></p> <p><u>-3. 救命艇、救命いかだ(進水装置を用いるものに限る。)</u>及び救助艇の進水装置</p>	○	○	○																	
<p>品を満載した状態の救助艇の全質量の1.1倍の<u>負荷をかけて</u>作動試験を行う。</p> <p>(3) つり索及びもやい網の離脱装置の作動試験を行う。</p> <p>-7. 試運転を行い、前後進及びかじの作動を行う。ただし、第2B種中間検査のときは、機関作動試験を行い、前後進及びかじの作動を行う。</p> <p>-8. ぎ装品の確認を行う。また経年劣化するぎ装品については、附属書Gに定めるところによる。水密電気灯は、点灯試験を行う。</p> <p>2.7.13 以下の救命設備の保守整備が終了したことを証明する書類(施行規則第12条の2第1項に規定する船舶に限る。)</p> <p>-1. 救命艇</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>-2. 救命艇、救命いかだ(進水装置を用いるものに限る。)</u>及び救助艇の進水装置</p>	○	○	○																	

<p><u>4.</u> 救命艇、救命いかだ(進水装置を用いるものに限る。)及び救助艇の<u>離脱装置</u></p> <p><u>上記1.～4.(搭載されているものに限る。)について、附属書 F22.(決議 MSC.402(96))に従って保守整備を実施し適切な状態にあることを証明する声明書(救命艇等の整備実施者(整備要員)の資格証及び整備事業者の認可証の写しを含む。)が、当該決議に基づき国又は登録船級協会に承認された整備事業者により発行されていることを確認する。</u></p>				<p><u>3.</u> 救命艇、救命いかだ(進水装置を用いるものに限る。)及び救助艇の<u>負荷離脱装置</u></p> <p><u>上記1.～3.について、用途に適したものであることを証明する書類が、附属書 F22.(IMO MSC.1/Circ.1206)にしたがって保守整備終了後に製造者等により発行されていることを確認する(5年毎に行われる進水装置のブレーキ試験及び負荷離脱装置の作動試験を除く。)</u></p>
<p>2.7.14 救命艇揚卸装置、救命いかだ進水装置、救助艇揚卸装置及び救命いかだ支援艇進水装置のつり索については、次による。</p> <p>-1. 製造後又は取替え後5年を経過したつり索は、取り替えられていることを確認する。次回検査時期までに製造後又は取替え後5年を経過する場合は、製造後又は取替え後5年を経過した時に当該つり索を取り替えること及び取り替えたときに船舶検査手帳の(4)保守の記録の欄に記載することを指示し、この旨船舶検査手帳の(5)検査の記録の欄に記載する。</p> <p>-2. 定期的に点検を行った場合には船舶検査</p>	○	○	○	<p>2.7.14 救命艇揚卸装置、救命いかだ進水装置、救助艇揚卸装置及び救命いかだ支援艇進水装置のつり索については、次による。</p> <p>-1. 製造後又は取替え後5年を経過したつり索は、取り替えられていることを確認する。次回検査時期までに製造後又は取替え後5年を経過する場合は、製造後又は取替え後5年を経過した時に当該つり索を取り替えること及び取り替えたときに船舶検査手帳の(4)保守の記録の欄に記載することを指示し、この旨船舶検査手帳の(5)検査の記録の欄に記載する。</p> <p>-2. 定期的に点検を行った場合には船舶検査</p>

<p>手帳の(4)保守の記録の欄に記載することを指示し、この旨同手帳の(5)検査の記録の欄に記載する(SOLAS 条約適用船に備え付けられているものつり索にあっては、<u>附属書 F22.(決議 MSC.402(96))</u>にしたがい点検されていることを確認する。)</p>				<p>手帳の(4)保守の記録の欄に記載することを指示し、この旨同手帳の(5)検査の記録の欄に記載する(<u>施行規則第12条の2第1項の規定の適用のある船舶</u>に備え付けられているものつり索にあっては、<u>附属書 F22.(IMO MSC.1/Circ.1206)</u>にしたがい点検されていることを確認する。)</p>
<p>附則(令和元年国海発第314号)</p> <p>1. この改正は、令和2年1月1日から施行する。</p> <p>2. 昭和61年7月1日前に建造され、又は建造に着手された船舶に備え付けられている救命艇等(昭和61年運輸省令第25号による改正前の規定によるもの)については、当該救命艇等を引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、改正後の2.7.13及び2.7.14の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p>				<p>(新設)</p>

○船舶検査の方法 S 編
以下のとおり一部改正する。

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>2.1 予備検査に合格した物件等の検査 2.1.1～2.1.2 (略)</p> <p>2.1.3 附属書 H の規定に基づき管海官庁の証明を受けた特定のサービス・ステーション等において整備された物件等に係る検査の特例 -1～-5 (略)</p> <p><u>-6 特定の救命艇等整備サービス・ステーションが行う救命艇等の整備に係る検査</u> 管海官庁から附属書 H・4.の規定に基づき救命艇等整備サービス・ステーション証明書の交付を受けた事業者又は附属書 F22.(決議 MSC.402(96))の規定に基づき登録船級協会に承認された整備事業者において、附属書 F2(膨脹型及び複合型救助艇に限る。)及び附属書 F22.(決議 MSC.402(96))に従って整備された救命艇等(B 編 2.7.13 の救命艇等をいう。)にあつては、当該事業者が発行した声明書及び点検整備記録の内容並びに現状から、整備された救命艇等が技術基準に適合していると船舶検査官が認める範囲において、B 編に規定される当該救命艇等の検査(定期検査で実施する救命艇等の離脱装置の作動試験及びウインチのブレーキ試験を除く。)について立会いを省略して差し支えない。なお、この取扱いは、当該整備が検査ウインドウ内に行われた場合に適用する。</p>	<p>2.1 予備検査に合格した物件等の検査 2.1.1～2.1.2 (略)</p> <p>2.1.3 附属書 H の規定に基づき管海官庁の証明を受けた特定のサービス・ステーション等において整備された物件等に係る検査の特例 -1～-5 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>2.2 小型船舶検査機構、登録船級協会及び日本舶用品検定協会の発行した合格証明書等を有する物件の検査</p> <p>2.2.1 船舶、船舶用機関及び船舶用品であつて小型船舶検査機構の発行した合格証明書又は成績書を有するもの、並びに船用品であつて登録船級協会の発行</p>	<p>2.2 小型船舶検査機構、登録船級協会及び日本舶用品検定協会の発行した合格証明書等を有する物件の検査</p> <p>2.2.1 船舶、船舶用機関及び船舶用品であつて小型船舶検査機構の発行した合格証明書又は成績書を有するもの、並びに船用品であつて登録船級協会の発行</p>

<p>した合格証明書又は試験の成績書を有するもの及び日本舶用品検定協会の発行した成績書を有するものは、当該書類を調査し、検査の方法等が適当なものであり、技術上の基準に適合していることを確かめ、差し支えないと認めるものは、現状検査、船内備付け又は積付け検査及びすえ付け後の効力試験にとどめて差し支えない。2.2.2 2.2.1 の合格証明書等は、附属書 A-1 の定める事項が記載されているものであること。</p> <p>2.2.2 (略)</p> <p>附則(令和元年国海査第 314 号)</p> <p>1. この改正は、令和 2 年1月1日から施行する。</p>	<p>した合格証明書又は試験の成績書を有するもの及び日本舶用品検定協会の発行した成績書を有するものは、当該書類を調査し、検査の方法等が適当なものであり、技術上の基準に適合していることを確かめ、差し支えないと認めるものは、現状検査、船内備付け又は積付け検査及びすえ付け後の効力試験にとどめて差し支えない。2.2.2 2.2.1 の合格証明書等は、附属書 A-1 の定める事項が記載されているものであること。</p> <p>2.2.2 (略)</p> <p>(新設)</p>
---	---

○船舶検査の方法 附属書 F
附属書 F 22.を以下のとおり改める。

改正案
<p>22. 救命艇、救助艇、進水装置及び離脱装置の保守、詳細検査、作動試験、オーバーホール及び修理に対する要件(決議 MSC.402(96) 附属書)</p> <p>1 一般</p> <p>1.1 救命艇、救助艇、進水装置及び離脱装置の保守、詳細検査、作動試験、オーバーホール及び修理に対する要件(以下「本要件」と言う。)の目的は、パラグラフ 2.1 で規定した機器に対する、保守、詳細検査、作動試験、オーバーホール及び修理の統一的で安全な文書化された標準を確立することである。</p> <p>1.2 本要件でカバーされる詳細な手順をパラグラフ6に示す。</p> <p>1.3 本要件は、以下の規則に関係している:</p> <ol style="list-style-type: none">1. SOLAS 条約第 III 章第 20 規則・操作の準備、保守及び点検2. SOLAS 条約第 III 章第 36 規則・船上における保守のための手引書 <p>1.4 会社は、船上における保守、詳細検査、作動試験、オーバーホール及び修理が、本要件及び SOLAS 条約第 III 章第 20 規則に従い、行われることを確実にする。会社は、本要件に規定されたすべての作業において、健康、安全及び環境(HSE)の手順を確立し、実施する。</p> <p style="padding-left: 40px;">1 本要件の目的において、「会社」は、SOLAS 条約第 IX 章 1.2 に定義されているとおり。</p> <p>1.5 パラグラフ 4.2 及び 4.3 に規定された保守、詳細検査、作動試験、オーバーホール及び修理を行う要員は、パラグラフ 8 に規定する要件に従って、認可された整備事業者により認証されること。船上において、そのような作業を行う時は、それら要員は、会社により確立された健康、安全及び環境(HSE)に対する指示及び手順に適合すること。</p> <p>2 適用</p>

<p>2.1 本要件は、以下に対する保守、詳細検査、作動試験、オーバーホール及び修理に適用する。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 救命艇(自由降下式救命艇を含む)、救助艇及び高速救助艇;及び2. 救命艇(自由降下式救命艇の一次的及び二次的進水装置を含む)、救助艇、高速救助艇及びダビット進水式救命いかだに対する進水装置並びに負荷及び無負荷離脱装置 <p>2.2 本要件に対して、以下の用語を定義する。</p> <ol style="list-style-type: none">1. “認可された整備事業者”とは、セクション3及び7に従って、主管庁により認可された存在をいう。2. “機器”とは、本要件が適用される上記の機器を意味する。3. “製造者”とは、元となる機器の製造者(OEM)、又は OEM が存在しないか、又はサービスを提供しない場合に、その機器に対し法律上、合法的な責任を有する存在を意味する。4. “無負荷離脱機構[機能]”とは、水面に浮上した時、又はフックに荷重が掛かっている時に、生存艇/救助艇/高速救助艇を離脱する離脱機構[機能]を意味する。5. “負荷離脱機構[機能]”とは、フックに荷重が掛かっている状態で、生存艇/救助艇/高速救助艇を離脱する離脱機構[機能]を意味する。6. “修理(Repair)”とは、装置の分解が要求される作業又は、各々III/36.2 及び III/35.3.18 規則に従って用意された、救命設備に対する船上での保守及び緊急時の修理のための指示書の範囲を超えた作業である。7. “オーバーホール”とは、正しい保守を必要とする一定の期間にわたり、引き続き目的を果たすことを立証するために、製造者により定義された定期的な作業をいう。 <p>3 認可</p> <p>3.1 主管庁は、機器の詳細点検、作動試験、修理及びオーバーホール(パラグラフ 4.2 及び 4.3 参照)が、セクション7に従い認可された整備事業者により、SOLAS 条約第 III 章第 20 規則に従って実施されることを、確実にしなければならない。</p> <p>3.2 製造者が、認可された整備事業者として活動する時は、セクション7に規定された要件が、同じように適用される。</p> <p>4 資格水準及び認証</p>

4.1 装置の保守手順書に規定される週毎及び月毎の点検並びに日常保守は、認可された整備事業者、又は、上級士官の指示の下で、船上の人員により保守手順書に従って実施されなければならない。

4.2 セクション 6.2 に規定された年次の詳細検査及び作動試験は、製造者又は認可された整備事業者の、セクション 7 及び 8 に従って認証された要員によって実施されなければならない。この場合、整備事業者は、セクション 3 及び 7 に従い認可されておれば、船舶運航者であっても良い。

4.3 セクション 6.3 に規定する 5 年毎の詳細検査、何らかのオーバーホール、過負荷作動試験² 及び修理は、製造者又は認可された整備事業者の、セクション 7 及び 8 に従って認証された要員によって実施されなければならない。

² SOLAS 規則 III/20.11.1.2、III/20.11.2.2 及び III/20.11.3.2 参照

5 報告書及び記録

5.1 全ての報告書及び点検表は、点検及び保守作業を実施した者により作成及び署名され、かつ会社の代表者又は船長により署名されなければならない。

5.2 保守、詳細検査、作動試験、オーバーホール及び修理の記録は、更新され、装置の使用期間に渡り、船上にファイルされなければならない。

5.3 詳細検査、作動試験、オーバーホール及び修理が完了した時には、救命艇装置がその目的に適合した状態にあることを確認した旨の声明書が、その業務を実施した製造者又は整備事業者によって速やかに発行されなければならない。その声明書には、適切な認証及び認可に関する有効な文書のコピーが含まれること。

6 点検、保守、詳細検査、作動試験、オーバーホール及び修理の具体的な手順

6.1 一般/保守

6.1.1 いかなる点検、保守、詳細検査、作動試験、オーバーホール及び修理も、製造者により作成された保守マニュアル及び関連の技術文書に従って実施されな

なければならない。

6.1.2 6.1.1 に規定される保守マニュアル及び関連の技術文書一式は、船上で使用可能でなければならない。

6.1.3 6.1.1 に規定される保守マニュアル及び関連の技術文書は、少なくともセクション 6.2 から 6.3 に記載された項目を含み、製造者から提供される関連情報を考慮に入れて、会社により、定期的に更新されなければならない。

6.2 年次詳細検査及び作動試験

6.2.1 SOLAS 条約 III/20.6 及び III/20.7 規則で要求される週毎/月毎の点検の点検表に記載の総ての項目は、年次詳細検査の最初の部分を構成する。

6.2.2 乗組員によって実施された点検及び船上保守の記録、及び機器の適用できる証明書は見直されること。

6.2.3 救命艇(自由降下式救命艇を含む)、救助艇及び高速救助艇に対して、以下の項目が満足な状態で、作動が良好であることを詳細検査し、チェックしなければならない。

- 1 固定及び取外し可能な艤装品を含む艇構造の状態(実行可能な範囲で、ボイドスペースの外側周囲の外観検査を含む)
- 2 機関及び推進装置
- 3 散水装置(装備されている場合)
- 4 空気供給装置(装備されている場合)
- 5 操縦装置
- 6 電力供給装置
- 7 排水装置
- 8 フェンダー/スケート
- 9 救助艇の復原装置(取り付けられている場合)

6.2.4 救命艇(自由降下式救命艇を含む)、救助艇、高速救助艇及び救命いかだの離脱装置に対して、以下の項目が満足する状態かどうか詳細検査を行う。³ ま

た、パラグラフ 6.2.10 に規定された空艇又は同等の荷重を用いた、年次のウインチブレーキ作動試験を実施した後、作動が良好であることを検査しなければならない。

3 この目的のためにハンギングオフペナントを使用することができるが、救命艇が通常の格納状態の時や、訓練中など、その他の場合は、取り付けたままの状態であってはならない。離脱装置は、作動試験を行う前に検査されなくてはならない。離脱装置は、その作動試験及びウインチブレーキの作動試験の後、再び検査すること。ウインチブレーキの試験時に、損傷を防ぐため、特にフックを掛ける場合は、特別な考慮を払うこと。

1. 離脱装置の起動装置の作動
2. 過大な遊び(許容値)
3. 水圧インターロック装置(装備されている場合)
4. コントロール及び離脱用ケーブル、及び
5. フックを固定する部分

注記:

1. 離脱装置のセッティング及び保守は、救命艇(自由降下式救命艇を含む)、救助艇、高速救助艇及び救命いかだの安全な操作を維持するために重要な作業である。したがって、この装置のすべての点検及び保守作業は最大限の注意を払って実施しなければならない。
2. 離脱装置の保守及び調整は、フックに荷重がかかっている状態では決して実施してはならない。

6.2.5 ダビット進水式救命艇及び救助艇用の負荷離脱機能の作動試験は、以下のように実施されること。

1. 艇の質量が実質的に吊り索に掛かっており、水圧インターロック装置(装備されている場合)が作動していない状態まで、艇を部分的に着水させる。
2. 負荷離脱装置を操作する。
3. 負荷離脱装置をリセットする。そして、
4. フックが完全にリセットされ、損傷が発生していないことを確認するため離脱装置及びフックを固定する部分を検査する。

6.2.6 ダビット進水式救命艇及び救助艇用の無負荷離脱機能の作動試験は、以下のように実施されること。

1. 艇を完全着水させる。
2. 無負荷離脱装置を操作する。

17

3. 無負荷離脱装置をリセットする。そして

4. 艇を格納位置まで回収し、使用可能状態にする。

試験中、巻上げに先立って、離脱装置が完全に、かつ、適切にリセットされていることをチェックすること。艇の最終格納は艇内無人状態で実施すること。

6.2.7 自由降下式救命艇の離脱機能の作動試験は、以下のように実施されること。

1. 製造者による操作説明書の規定に従い、LSA コード 4.7.6.4 で要求されている進水を伴わない試験用装置を取り付ける。
2. 乗艇者が必要な場合、操作者は、離脱装置が操作される座席位置に適切に着座し、身体を固定することを確実にする。
3. 救命艇を離脱するための離脱装置を操作する。
4. 救命艇を格納状態にリセットする。
5. 適用される場合、予備の離脱装置を用いて、上の2から4の手順を繰り返す。
6. LSA コード 4.7.6.4 で要求されている進水を伴わない試験用装置を取り外す。そして
7. 救命艇が直ちに進水できる格納状態にあることを確認する。

6.2.8 ダビット進水式救命いかだ用自動離脱フックの作動試験は、以下のように実施されること。

1. 離脱フックに 150kg の荷重をかけて吊り上げ、手動離脱操作を行う。
2. 着地するまで降下させた時、離脱フックは吊り上げた 200kg のダミー荷重を自動離脱すること。
3. フックが完全にリセットされ、損傷が発生していないことを確認するため離脱装置及びフックを固定する部分を検査する。

ダミー荷重の代わりに、救命いかだを用いる場合は、いかだが着水した場合に、いかだを自動離脱すること。

6.2.9 救命艇(自由降下式救命艇を含む)、救助艇、高速救助艇及び救命いかだの進水装置に対して、以下の事項について、満足な状態及び作動が良好であることを検査する。

1. ダビット本体、又は、他の進水装置構造、特に、腐食、調整ずれ、変形及び過大な遊び。
2. ワイヤー及び滑車のキンク及び腐食のような損傷の可能性。
3. ワイヤー、滑車及び可動部分への注油。
4. 適用される場合は:

18

- .1 リミットスイッチの機能
- .2 蓄積動力源、及び
- .3 油圧装置。
- .5 ウインチに対して
 - .1 ウインチのマニュアルに従ったブレーキ装置の点検
 - .2 必要があれば、ブレーキパッドの新替
 - .3 ウインチの基礎、及び
 - .4 適用される場合は：
 - .1 遠隔制御装置
 - .2 動力供給装置

6.2.10 救命艇(自由降下式救命艇を含む)、救助艇、高速救助艇及び救命いかだの進水装置用ウインチに対し、空艇又は同等の荷重を降下させる作動試験を毎年実施する。艇が着水する前に、最大降下速度に達した時、ブレーキを急激に作動させる。これらの試験の後、構造上、再検査が可能であれば、荷重を受ける構造部品について再度検査⁴を行う。

6.3 5年毎の詳細検査、オーバーホール及び過負荷作動試験

6.3.1 進水装置用ウインチに対する5年毎の作動試験は、生存艇又は救助艇並びに人員及び艀装品を満載した状態の重量の1.1倍に相当する試験荷重を用いて実施する。試験荷重が最大降下速度に達した時、ブレーキを急激に作動させる。

6.3.2 試験実施後、構造上、再検査が可能であれば、荷重を受ける構造部品について再度検査⁴を行う。

6.3.3 救命艇(自由降下式救命艇を含む)、救助艇、高速救助艇及び救命いかだ用離脱装置に対する5年毎の作動試験及びオーバーホールは、以下の内容を含むこと。

- .1 フック離脱ユニットの取り外し。
- .2 許容値と設計要求値に関する調査。

- .3 組立後の離脱装置システムの調整。
- .4 上記6.2.5、6.2.6、6.2.7、又は6.2.8の適用される作動試験、但し、試験荷重は、生存艇又は救助艇並びに人員及び艀装品を満載した状態の重量の1.1倍に相当するものとする。
- .5 重要部品の欠陥又はクラックの検査。⁵

⁴ 試験荷重として艇が使用される場合は、艇の復原性が自由水面の影響又は重心の上昇によって不具合にならないように注意すること。

⁵ 染色浸透探傷試験(DPE)のような非破壊検査(NDE)技術が適当である。

6.3.4 これ以外のオーバーホールが要求される場合は、6.3.3に従い実施する。

7 整備事業者の認可のための条件

7.1 パラグラフ3.1で要求する認可は、最小限、次の事項を含まなければならない。

- .1 認知された国家の、国際の、又は産業界の適用可能な認められた標準、又は製造者の制定した認定プログラムに従って認定された要員の雇用及び文書。いずれの場合も、認定プログラムは、サービスが提供されるべき装置のそれぞれの製品及び型式に対して、パラグラフ8に適合すること。
- .2 船上で実施される作業に必要な可搬式の工具を含めて、十分な工具、及び特に製造者の手引書に規定されている特殊工具を利用できること。
- .3 保守及び修理のために規定された適当な部品、及び付属品を入手できること。
- .4 負荷離脱装置[離脱装置]及びダビットウインチの分解又は調整を含む修理作業のための製造者の指示書を利用できること。及び
- .5 少なくとも次の事項をカバーする、文書化され認証された品質システム。
 - .1 関連する活動に従事する人員に対する業務規程
 - .2 測定器及びゲージの保守及び校正
 - .3 要員のための教育訓練プログラム
 - .4 実施手順を順守することを確実にするための監督及び検証
 - .5 情報の記録及び報告
 - .6 子会社及び代理業者の品質マネジメント
 - .7 作業の準備、及び

.8 作業プロセス手順、苦情、是正処置、並びに、文書の発行、維持及び管理の定期的な見直し

注記： ISO 9000 シリーズの最新版を満たし、また、上記の項目を含む文書化された品質システムは、満足できると考えられる。

7.2 主管庁は、認可された整備事業者に関する情報が利用できることを確実にしなければならない。

7.3 製造者がもはや事業を行っていない、又は、もはや十分な技術的な支援を提供していない場合、主管庁は、その装置に対する以前の認可及び／又は、認可された整備事業者としての長期間にわたる経験及び実証された専門技術を基にして、その装置に対する整備事業者を認可することができる。

7.4 認可文書の発行及び維持

1. 整備事業者が最初の監査に合格した時は、主管庁は、整備内容（例えば装置の種類及び型式）の範囲を限定した認可文書を発行する。文書には、有効期限が明記されること。
2. 主管庁は、作業が、本要件に従って継続して実施されることを確実にするため、例えば定期的な監査を行い、順守しない整備事業者の認可を取り消さなければならない。
3. 主管庁は、他の主管庁又はそれらの承認された機関により認可された整備事業者を受け入れ、又は、認めることができる。

8 要員の認証に対する要件

8.1 パラグラフ 4.2 及び 4.3 に規定される作業のための要員は、本セクションの規定に従い、整備する各装置[救命艇等]の種類及び型式に対して、製造者又は認可された整備事業者によって認証されなければならない。

8.2 教育・訓練

8.2.1 要員の最初の認証は、教育、訓練及び技量評価を完了した人員にのみ発行されなければならない。教育は、最小限、次の事項を取り扱わなければならない。

1. 国際条約を含む関連法令及び規則
2. 救命艇(自由降下式救命艇を含む)、救助艇及び高速救助艇、負荷離脱装置[離脱装置]及び進水装置の設計及び構造

8.3 救命艇及び救助艇事故の原因

4 認証が求められているセクション6に規定された手順についての教育及び実際的な訓練

5 救命艇(自由降下式救命艇を含む)、救助艇及び高速救助艇、進水装置及び負荷離脱装置[離脱装置](適用される場合)の詳細検査、作動試験、修理及びオーバーホールのための詳細な手順

6 整備の報告書及びパラグラフ 5.3 に基づく目的に適合していることの声明書発行の手順

7 船上における作業を行う際の労働、健康及び安全に関する事項

8.2.2 要員のための教育・訓練は、要員が認証される装置を使用した詳細検査、作動試験、保守、修理及びオーバーホール専門技術に関する実際的な技術訓練を含まなければならない。技術訓練は、その装置の分解、組立、正しい操作、調整を含まなければならない。教室での訓練は、認証された要員の監督の下に、認証を求める作業において、現場経験により補われなければならない。

8.2.3 認定書を発行する前に、技量評価は、要員が認証される装置を使用して、満足のいくように完了されなければならない。

8.3 認定書の有効期限及び更新

8.3.1 訓練及び技量評価を完了した後、認定書は、資格の水準及び認定の範囲（例えば、装置の製品及び型式、さらにパラグラフ 4.2 及び 4.3 のどちらの整備をカバーしているか）を限定して発行されなければならない。有効期限は、認定書に明記されなければならない。その期限は、認定書の発行の期日から3年でなければならない。技量の不足が発生した場合は、認定書の有効性を取り消さねばならず、再度技量を評価した場合にのみ、再発行される。

8.3.2 認定を更新する場合は技量評価を実施すること。更新訓練が必要な場合は、訓練終了後に再度、技量評価を実施する。

【参考】点検整備記録等(別添)

○船舶検査の方法 附属書 H

以下のとおり一部改正する。

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>工事又は整備等を行う事業場等の証明</p>	<p>工事又は整備等を行う事業場等の証明</p>
<p>1. 適用</p> <p>この附属書は、以下の工事、整備、装備工事又は解放整備(以下「工事又は整備等」という。)を行う事業場又はサービス・ステーション(以下「事業場等」という。)に適用する。</p> <p>(1) 船舶電気装工事</p> <p>(2) 降下式乗込装置の整備</p> <p>(3) GMDSS 設備の整備</p> <p>(イ) GMDSS 設備とは、GMDSS 航海用具及び GMDSS 救命設備をいう。</p> <p>(ロ) GMDSS 航海用具とは、設備規程にいうナブテックス受信機、高機能グループ呼出受信機、VHF デジタル選択呼出装置、VHF デジタル選択呼出聴守装置、デジタル選択呼出装置及びデジタル選択呼出聴守装置をいう。</p> <p>(ハ) GMDSS 救命設備とは、救命設備規則にいう非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、持運び式双方向無線電話装置及び固定式双方向無線電話装置をいう。</p> <p>(4) 航海用レーダー等の装備工事及び整備</p> <p>航海用レーダー等とは航海用レーダー、電子プロットング装置、自動物標追跡装置、自動衝突予防援助装置、船舶自動識別装置(これに接続された衛星航法装置を含む)、航海情報記録装置及び簡易型航海情報記録装置をい</p>	<p>1. 適用</p> <p>この附属書は、以下の工事、整備、装備工事又は解放整備(以下「工事又は整備等」という。)を行う事業場又はサービス・ステーション(以下「事業場等」という。)に適用する。</p> <p>(1) 船舶電気装工事</p> <p>(2) 降下式乗込装置の整備</p> <p>(3) GMDSS 設備の整備</p> <p>(イ) GMDSS 設備とは、GMDSS 航海用具及び GMDSS 救命設備をいう。</p> <p>(ロ) GMDSS 航海用具とは、設備規程にいうナブテックス受信機、高機能グループ呼出受信機、VHF デジタル選択呼出装置、VHF デジタル選択呼出聴守装置、デジタル選択呼出装置及びデジタル選択呼出聴守装置をいう。</p> <p>(ハ) GMDSS 救命設備とは、救命設備規則にいう非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、持運び式双方向無線電話装置及び固定式双方向無線電話装置をいう。</p> <p>(4) 航海用レーダー等の装備工事及び整備</p> <p>航海用レーダー等とは航海用レーダー、電子プロットング装置、自動物標追跡装置、自動衝突予防援助装置、船舶自動識別装置(これに接続された衛星航法装置を含む)、航海情報記録装置及び簡易型航海情報記録装置をい</p>

<p>う。</p> <p>(5) 内燃機関等の解放整備</p> <p>内燃機関等とは、主機又は補機である機関であって、次のサービス・ステーションの区分毎に掲げる連続最大出力以下のディーゼル内燃機関(機付き過給機、ポンプ類等を含む)及びクラッチ等動力伝達装置をいう。</p> <p>(イ) 1 種サービス・ステーション 3000 kW</p> <p>(ロ) 2 種サービス・ステーション 735 kW</p> <p><u>(6) 救命艇等の整備</u></p> <p><u>救命艇等とは、救命艇(自由降下式救命艇を含む。)、救助艇(高速救助艇を含む。)並びに救命艇、救助艇及び進水装置用救命いかだの進水装置及び離脱装置をいう。</u></p> <p>2. 申請</p> <p>管海官庁は、証明を受けようとする事業者に以下の工事又は整備等の区分に応じた証明願(正副各 1 通)を提出させること。また、証明願には、施設、人員、整備実績等の内容を記載した書類、<u>更新の場合には有効な証明書の写し</u>(以下「添付書類」という。)を添付させること。ただし、管海官庁が差し支えないと認める場合は、添付すべき書類の一部の提出を免除することができる。</p> <p><u>有効な証明書を受有する事業者からの証明願は、有効期間満了日の 3 ヶ月前から受け付けることができる。</u></p>	<p>う。</p> <p>(5) 内燃機関等の解放整備</p> <p>内燃機関等とは、主機又は補機である機関であって、次のサービス・ステーションの区分毎に掲げる連続最大出力以下のディーゼル内燃機関(機付き過給機、ポンプ類等を含む)及びクラッチ等動力伝達装置をいう。</p> <p>(イ) 1 種サービス・ステーション 3000 kW</p> <p>(ロ) 2 種サービス・ステーション 735 kW</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2. 申請</p> <p>管海官庁は、証明を受けようとする事業者に以下の工事又は整備等の区分に応じた証明願(正副各 1 通)を提出させること。また、証明願には、施設、人員、整備実績等の内容を記載した書類(以下「添付書類」という。)を添付させること。ただし、管海官庁が差し支えないと認める場合は、添付すべき書類の一部の提出を免除することができる。</p>
---	--

工事又は整備等	証明願様式
船舶電気装工事	様式 1-1

工事又は整備等	証明願様式
---------	-------

降下式乗込装置の整備	様式 2-1
GMDSS 設備の整備	様式 3-1
航海用レーダー等の装備工事及び整備	様式 4-1
内燃機関等の解放整備	様式 5-1
救命艇等の整備	様式 6-1

3. 証明

管海官庁は、以下の工事又は整備等の区分に応じた施設等の基準(以下「施設等の基準」という。)に適合する事業場等として証明しようとするときは、添付書類に意見を添えて本局首席海事技術専門官(船舶検査官)に伺い出ること。ただし、有効な証明書を受有する事業者からの証明願があった場合はこの限りではない。

工事又は整備等	施設等の基準
船舶電気ぎ装工事	別記 1
降下式乗込装置の整備	別記 2
GMDSS 設備の整備	別記 3
航海用レーダー等の装備工事及び整備	別記 4
内燃機関等の解放整備	別記 5
救命艇等の整備	別記 6

4. 証明書の交付

(1) 管海官庁は、3.の施設等の基準に適合する事業場として証明しようとするときは、事業者に対して以下の工事又は整備等の区分に応じた証明書を交付すること。

工事又は整備等	証明書様式
船舶電気ぎ装工事	様式 1-2

船舶電気ぎ装工事	様式 1-1
降下式乗込装置の整備	様式 2-1
GMDSS 設備の整備	様式 3-1
航海用レーダー等の装備工事及び整備	様式 4-1
内燃機関等の解放整備	様式 5-1

(新設)

3. 証明

管海官庁は、以下の工事又は整備等の区分に応じた施設等の基準(以下「施設等の基準」という。)に適合する事業場等として証明しようとするときは、添付書類に意見を添えて本局首席海事技術専門官(船舶検査官)に伺い出ること。

工事又は整備等	施設等の基準
船舶電気ぎ装工事	別記 1
降下式乗込装置の整備	別記 2
GMDSS 設備の整備	別記 3
航海用レーダー等の装備工事及び整備	別記 4
内燃機関等の解放整備	別記 5

(新設)

4. 証明書の交付

(1) 管海官庁は、3.の施設等の基準に適合する事業場として証明しようとするときは、事業者に対して以下の工事又は整備等の区分に応じた証明書を交付すること。

工事又は整備等	証明書様式
船舶電気ぎ装工事	様式 1-2

降下式乗込装置の整備	様式 2-2
GMDSS 設備の整備	様式 3-2
航海用レーダー等の装備工事及び整備	様式 4-2
内燃機関等の解放整備	様式 5-2
救命艇等の整備	様式 6-2

(2) 証明の有効期間は5年以内とする。ただし、有効な証明書を受有する事業者から、有効期間満了日の3ヶ月以内に証明願があった場合の有効期間の起算日は、有効な証明書の有効期間満了日の翌日とする。

なお、有効期間を「5年以内とする」場合は、2.の「証明を受けようとする事業者」からの申し出により行うこと。

管海官庁は、2以上の証明を受けようとする事業者については、各々の証明の有効期間ができる限り一致するように申請させること。

(3) 管海官庁は、証明願等の内容及び申請者の説明等の検討並びに本局首席海事技術専門官(船舶検査官)の意見を勘案した上で証明書に条件を付すことができる。

5. 立入り

(1) 管海官庁は、原則として1年度に1回の割合で次により業務の実施状況を確認し、検証し、評価する。

(イ) 施設(航海用レーダー等の装備工事及び整備を行う特定の事業場を除く)、人員、器具及び備品類が3.の施設等の基準に適合するか確認する。

(ロ) 工事又は整備等が、3.の施設等の基準に適合するか、できる限り実際の作業状況を確認する。

(ハ) (ロ)で実際の作業状況を確認できない場合は、工事又は整備等が、3.の施設等の基準に適合するか、担当者にヒアリングする。

(ニ) 前回立入り以降の船舶毎に作成した試験及び検査の成績表を確認する。

降下式乗込装置の整備	様式 2-2
GMDSS 設備の整備	様式 3-2
航海用レーダー等の装備工事及び整備	様式 4-2
内燃機関等の解放整備	様式 5-2

(新設)

(2) 証明の有効期間は5年以内とする。

(新設)

(新設)

(3) 管海官庁は、証明願等の内容及び申請者の説明等の検討並びに本局首席海事技術専門官(船舶検査官)の意見を勘案した上で証明書に条件を付すことができる。

5. 立入り

(1) 管海官庁は、原則として1年度に1回の割合で次により業務の実施状況を確認し、検証し、評価する。

(イ) 施設(航海用レーダー等の装備工事及び整備を行う特定の事業場を除く)、人員、器具及び備品類が3.の施設等の基準に適合するか確認する。

(ロ) 工事又は整備等が、3.の施設等の基準に適合するか、できる限り実際の作業状況を確認する。

(ハ) (ロ)で実際の作業状況を確認できない場合は、工事又は整備等が、3.の施設等の基準に適合するか、担当者にヒアリングする。

(ニ) 前回立入り以降の船舶毎に作成した試験及び検査の成績表を確認する。

ただし、ISO9001の認証を受けている事業者の場合は、直近1ヶ月(実績が無い場合は適宜遡ること。)の成績表の確認として差し支えない。

- (2) 立入りは、非通知で事業場等に立ち入って実施すること。
 (3) (1)にかかわらず、管海官庁が随時の立入りを行う必要があると認める場合には、事前に検査測度課長へ報告すること。

6. 地位の承継

事業場について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後の存続する法人若しくは合併により設立した法人は、事業場の地位を承継する。

7. 証明書の書換え

証明書の記載内容に変更が生じた場合は、書換えを行うこと。

8. 届出

次の各号の一に該当する場合は、速やかに((ロ)~(ニ)にあつてはあらかじめ)その旨を届け出ること。

- (イ) 事業場等の名称又は所在地を変更したとき。
 (ロ) 施設(航海用レーダー等の装備工事を行う特定の事業場を除く)、機器及び備品類を変更しようとするとき。
 (ハ) 以下の人員を変更しようとするとき。

工事又は整備等	人員
船舶電気ぎ装工事	技能者
降下式乗込装置の整備	整備業務実施上の責任者
GMDSS 設備の整備	整備業務実施上の責任者
航海用レーダー等の装備工事及び整備	装備工事及び整備業務実施上の責任者
内燃機関等の解放整備	整備業務実施上の責任者
救命艇等の整備	整備業務実施上の責任者

ただし、ISO9001の認証を受けている事業者の場合は、直近1ヶ月(実績が無い場合は適宜遡ること。)の成績表の確認として差し支えない。

- (2) 立入りは、非通知で事業場等に立ち入って実施すること。
 (3) (1)にかかわらず、管海官庁が随時の立入りを行う必要があると認める場合には、事前に検査測度課長へ報告すること。

6. 地位の承継

事業場について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後の存続する法人若しくは合併により設立した法人は、事業場の地位を承継する。

7. 証明書の書換え

証明書の記載内容に変更が生じた場合は、書換えを行うこと。

8. 届出

次の各号の一に該当する場合は、速やかに((ロ)~(ニ)にあつてはあらかじめ)その旨を届け出ること。

- (イ) 事業場等の名称又は所在地を変更したとき。
 (ロ) 施設(航海用レーダー等の装備工事を行う特定の事業場を除く)、機器及び備品類を変更しようとするとき。
 (ハ) 以下の人員を変更しようとするとき。

工事又は整備等	人員
船舶電気ぎ装工事	技能者
降下式乗込装置の整備	整備業務実施上の責任者
GMDSS 設備の整備	整備業務実施上の責任者
航海用レーダー等の装備工事及び整備	装備工事及び整備業務実施上の責任者
内燃機関等の解放整備	整備業務実施上の責任者

(新設)

- (ニ) 社内整備標準(船舶電気ぎ装工事及び整備を行う特定の事業場及び内燃機関等の解放整備を行う特定のサービス・ステーションを除く)を変更しようとするとき。

9. 証明の失効及び取り消し

(1) 証明を受けた事業者が次の各号の一に該当するときは、証明は、その効力を失う。

- (イ) 死亡し、又は解散したとき。
 (ロ) 証明に係る事業を廃止したとき。
 (ハ) 証明を辞退したとき。

(2) 管海官庁は、証明を受けた事業者が次の各号の一に該当するときは、その証明を取り消し、又は期間を定めてその証明の効力を停止することができる。

- (イ) 3.の施設等の基準に適合しなくなったとき。
 (ロ) 以下の工事又は整備等の区分に応じ右欄の違反をしたとき。

工事又は整備等	違反事項
船舶電気ぎ装工事	工事及び点検の方法に違反したとき、書類の保管の基準に違反したとき、証明に係る物件以外の物件に成績表を作成したとき又は虚偽の成績表を作成したとき。
降下式乗込装置の整備	社内整備標準に違反したとき、書類の保管の基準に違反したとき、証明に係る物件以外の物件に整備記録を作成したとき、又は虚偽の整備記録を作成したとき。
GMDSS 設備の整備	社内整備標準に違反したとき。

- (ニ) 社内整備標準(船舶電気ぎ装工事及び整備を行う特定の事業場及び内燃機関等の解放整備を行う特定のサービス・ステーションを除く)を変更しようとするとき。

9. 証明の失効及び取り消し

(1) 証明を受けた事業者が次の各号の一に該当するときは、証明は、その効力を失う。

- (イ) 死亡し、又は解散したとき。
 (ロ) 証明に係る事業を廃止したとき。
 (ハ) 証明を辞退したとき。

(2) 管海官庁は、証明を受けた事業者が次の各号の一に該当するときは、その証明を取り消し、又は期間を定めてその証明の効力を停止することができる。

- (イ) 3.の施設等の基準に適合しなくなったとき。
 (ロ) 3.の施設等の基準に違反したとき。

	書類の保管の基準に違反したとき、証明に係る物件以外の物件に整備記録を作成したとき、又は虚偽の整備記録を作成したとき。
航海用レーダー等の 整備工事及び整備	社内整備・整備標準に違反したとき、書類の保管の基準に違反したとき、証明に係る物件以外の物件に整備記録を作成したとき、又は虚偽の整備記録を作成したとき。
内燃機関等の解放 整備	書類の保管の基準に違反したとき、証明に係る物件以外の物件に整備点検記録を作成したとき、又は虚偽の整備点検記録を作成したとき。
救命艇等の整備	整備する救命艇等の製造者の整備マニュアルに違反したとき、書類の保管の基準に違反したとき、証明に係る物件以外の物件に点検整備記録を作成したとき、又は虚偽の点検整備記録を作成したとき。

- (ハ) 証明に係る物件以外の物件に 3.の施設等の基準に基づく成績表を作成したとき、又は虚偽の成績表を作成したとき。
- (ニ) 8.の届け出を怠り、又は虚偽の届け出をしたとき。
- (3) (2)により証明を取り消され、その取り消しの日から二年を経過しない者は、当該取り消しに係る事業場について証明を受けることができない。
10. 書類の保存期間

	書類の保管の基準に違反したとき、証明に係る物件以外の物件に整備記録を作成したとき、又は虚偽の整備記録を作成したとき。
航海用レーダー等の 整備工事及び整備	社内整備・整備標準に違反したとき、書類の保管の基準に違反したとき、証明に係る物件以外の物件に整備記録を作成したとき、又は虚偽の整備記録を作成したとき。
内燃機関等の解放 整備	書類の保管の基準に違反したとき、証明に係る物件以外の物件に整備点検記録を作成したとき、又は虚偽の整備点検記録を作成したとき。
救命艇等の整備	整備する救命艇等の製造者の整備マニュアルに違反したとき、書類の保管の基準に違反したとき、証明に係る物件以外の物件に点検整備記録を作成したとき、又は虚偽の点検整備記録を作成したとき。

(ハ) 証明に係る物件以外の物件に 3.の施設等の基準に基づく成績表を作成したとき、又は虚偽の成績表を作成したとき。

(ニ) 8.の届け出を怠り、又は虚偽の届け出をしたとき。

(3) (2)により証明を取り消され、その取り消しの日から二年を経過しない者は、当該取り消しに係る事業場について証明を受けることができない。

10. 書類の保存期間

事業場等が 3.の施設等の基準に基づき作成した書類の保管期限は 5 年とする。	事業場等が 3.の施設等の基準に基づき作成した書類の保管期限は 5 年とする。
11. 報告 管海官庁は、証明書の交付又は書換えを行ったときは、その内容を、また、証明の失効、取り消し又は効力停止を行ったときは、その旨及び理由を検査測度課長に報告すること。	11. 報告 管海官庁は、証明書の交付又は書換えを行ったときは、その内容を、また、証明の失効、取り消し又は効力停止を行ったときは、その旨及び理由を検査測度課長に報告すること。
<u>附則(平成 31 年 3 月国海査第 524 号)</u> 1. この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。 2. この改正の施行の際現に交付を受けている証明書(以下「旧証明書」という。)の有効期間については、改正後の 4.(2)の規定にかかわらず、平成 32 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。ただし、管海官庁から新たな証明書(以下「新証明書」という。)の交付を受けた場合は、この限りではない。 3. 管海官庁は、平成 32 年 3 月 31 日までの間において旧証明書から新証明書への書き換えを行うものとする。この場合における新証明書の有効期限は、旧証明書の交付日の翌日から起算して 5 年ごとに更新した日に相当する日であって管海官庁が書き換えを行う日以後最初に到来する日までとする。	<u>(附則)</u> 1. この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。 2. この改正の施行の際現に交付を受けている証明書(以下「旧証明書」という。)の有効期間については、改正後の 4.(2)の規定にかかわらず、平成 32 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。ただし、管海官庁から新たな証明書(以下「新証明書」という。)の交付を受けた場合は、この限りではない。 3. 管海官庁は、平成 32 年 3 月 31 日までの間において旧証明書から新証明書への書き換えを行うものとする。この場合における新証明書の有効期限は、旧証明書の交付日の翌日から起算して 5 年ごとに更新した日に相当する日であって管海官庁が書き換えを行う日以後最初に到来する日までとする。
<u>附則(令和元年 12 月国海査第 314 号)</u> 1. この改正は、令和元年 12 月 23 日から施行する。 2. 平成 31 年 3 月 29 日付け国海査第 524 号附則 3.により書き換えた証明書(「別紙様式 1-2 船舶電気気装工事を行う事業場証明書」、「別紙様式 2-2 降下式乗込装置サービス・ステーション証明書」及び「別紙様式 5-2 内燃機関等解放整備サービス・ステーション証明書」に限る。)は、この改正により改正された証明書とみなす。	<u>(新設)</u>
別記 1 船舶電気気装工事事業場の施設及び能力の基準 (略) 1.~7. (略)	別記 1 船舶電気気装工事事業場の施設及び能力の基準 (略) 1.~7. (略)

別紙様式 1-1

証明願

年 月 日

管海官庁 殿

願出者の氏名又は
名称及び住所 印

下記の事業場及び工事内容について、平成 9 年 6 月 16 日付け海検第 40 号附属書 H 別記 1 に規定する船舶電気装工事事業場の施設及び能力の基準に適合する証明を受けたいので、宜しくお取り計らい願います。

記

1.証明を受けようとする事業場の名称及び所在地
2.証明を受けようとする工事区分

対象船舶		
1.旅客船、漁船、及びその他 <small>ただし、総トン数 20 トン未満には快遊艇等を含む。</small>	2.貨物船(1.に掲げる「その他」を除く。)	3.危険物ばら積船
総トン数〇〇トン未満(又はすべての船舶)	総トン数〇〇トン未満(又はすべての船舶)	総トン数〇〇トン未満(又はすべての船舶)
<small>注</small> 1) 水中翼船及びホバークラフト等、特殊な船舶を除く。 2) 「その他」とは、非旅客フェリー、作業船、引き船、交通船及び巡視船をいう。		

別紙様式 1-2

別紙様式 1-1

証明願

年 月 日

管海官庁 殿

願出者の氏名又は
名称及び住所 印

下記の事業場及び工事内容について、平成 9 年 6 月 16 日付け海検第 40 号附属書 H 別記 1 に規定する船舶電気装工事事業場の施設及び能力の基準に適合する証明を受けたいので、宜しくお取り計らい願います。

記

1.証明を受けようとする事業場の名称及び所在地
2.証明を受けようとする工事区分

船内供給電圧 500 V 未満であって、総トン数〇〇トン未満の漁船、引き船、旅客船及び快遊艇等、総トン数〇〇トン未満の貨物船、並びに総トン数〇〇トン未満の危険物ばら積船

別紙様式 1-2

記号番号

船舶電気装工事を行う事業場証明書
殿

船舶安全法の規定に基づく船舶検査の対象となっている船内供給電圧 500 V 未満の船舶電気装工事を行う事業場の施設及び能力の基準(船舶検査の方法(平成 9 年 6 月 16 日付海検第 40 号)附属書 H 別記 1)に適合している事業場として下記のとおり証明する。

記

1. 船舶電気装工事事業場の名称及び所在地
2. 証明に係る工事区分

対象船舶		
1.旅客船、漁船、及びその他 <small>ただし、総トン数 20 トン未満には快遊艇等を含む。</small>	2.貨物船(1.に掲げる「その他」を除く。)	3.危険物ばら積船
総トン数〇〇トン未満(又はすべての船舶)	総トン数〇〇トン未満(又はすべての船舶)	総トン数〇〇トン未満(又はすべての船舶)
<small>注</small> 1) 水中翼船及びホバークラフト等、特殊な船舶を除く。 2) 「その他」とは、非旅客フェリー、作業船、引き船、交通船及び巡視船をいう。		

3. 証明の有効期間
年 月 日 から 年 月 日まで

(備考)
(1) 次の各号の一に該当する場合は、速やかに((ロ)及び(ハ))にあってはあら

記号番号

船舶電気装工事を行う事業場証明書
殿

船舶安全法の規定に基づく船舶検査の対象となっている船内供給電圧 500 V 未満の船舶電気装工事を行う事業場の施設及び能力の基準(船舶検査の方法(平成 9 年 6 月 16 日付海検第 40 号)附属書 H 別記 1)に適合している事業場として下記のとおり証明する。

記

1. 船舶電気装工事事業場の名称及び所在地
2. 証明に係る工事区分

対象船舶		
1.旅客船、漁船、及びその他 <small>ただし、総トン数 20 トン未満の場合は快遊艇等を含む。</small>	2.貨物船(1.に掲げる「 <u>貨物船</u> 」を除く。)	3.危険物ばら積船
総トン数〇〇トン未満(又はすべての船舶)	総トン数〇〇トン未満(又はすべての船舶)	総トン数〇〇トン未満(又はすべての船舶)
<small>注</small> 1) 水中翼船及びホバークラフト等、特殊な船舶を除く。 2) 「その他」とは、非旅客フェリー、作業船、引き船、交通船及び巡視船をいう。		

3. 証明の有効期間
年 月 日 から 年 月 日まで

(備考)
(1) 次の各号の一に該当する場合は、速やかに((ロ)及び(ハ))にあってはあら

かじめ)その旨を届け出ること。

(イ) 事業場の名称又は所在地を変更したとき。

(ロ) 施設を変更しようとするとき。

(ハ) 技能者を変更しようとするとき。

(2) 次の各号の一に該当するときは、証明は、その効力を失うものとする。

(イ) 死亡し、又は解散したとき。

(ロ) 証明に係る事業を廃止したとき。

(ハ) 証明を辞退したとき。

(3) 次の各号の一に該当するときは、その証明を取り消し、又は期間を定めてその証明の効力を停止するものとする。

(イ) 施設、器具及び備品類及び技能者が船舶電気装工事事業場の施設及び能力の基準(以下「基準」という。)に適合しなくなったとき。

(ロ) 工事及び点検の方法に違反したとき。

(ハ) 書類の保管の基準に違反したとき、証明に係る物件以外の物件に成績表を作成したとき又は虚偽の成績表を作成したとき。

(ニ) (1)の届出を怠り、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) (3)により証明を取り消され、その取り消しの日から二年を経過しない者は、当該取り消しに係る事業場について証明を受けることができない。

(5) 基準に基づき作成した書類は、作成日から起算して5年間保管すること。

(6) 管海官庁による定期的な現場確認に協力すること。

年 月 日

管海官庁
管海官庁の長の氏名 印

かじめ)その旨を届け出ること。

(イ) 事業場の名称又は所在地を変更したとき。

(ロ) 施設を変更しようとするとき。

(ハ) 技能者を変更しようとするとき。

(2) 次の各号の一に該当するときは、証明は、その効力を失うものとする。

(イ) 死亡し、又は解散したとき。

(ロ) 証明に係る事業を廃止したとき。

(ハ) 証明を辞退したとき。

(3) 次の各号の一に該当するときは、その証明を取り消し、又は期間を定めてその証明の効力を停止するものとする。

(イ) 施設、器具及び備品類及び技能者が船舶電気装工事事業場の施設及び能力の基準(以下「基準」という。)に適合しなくなったとき。

(ロ) 工事及び点検の方法に違反したとき。

(ハ) 書類の保管の基準に違反したとき、証明に係る物件以外の物件に成績表を作成したとき又は虚偽の成績表を作成したとき。

(ニ) (1)の届出を怠り、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) (3)により証明を取り消され、その取り消しの日から二年を経過しない者は、当該取り消しに係る事業場について証明を受けることができない。

(5) 基準に基づき作成した書類は、作成日から起算して5年間保管すること。

(6) 管海官庁による定期的な現場確認に協力すること。

年 月 日

管海官庁
管海官庁の長の氏名 印

別記2 降下式乗込装置サービス・ステーションの施設等の基準

別記2 降下式乗込装置サービス・ステーションの施設等の基準

1.~7. (略)

別表 (略)

別紙様式 2-1 (略)

別紙様式 2-2

記号番号

降下式乗込装置サービス・ステーション証明書
殿

船舶安全法の規定に基づく船舶検査の対象となっている降下式乗込装置の整備を行うサービス・ステーションの施設等の基準(船舶検査の方法(平成9年6月16日付海検第40号)附属書H 別記2)に適合しているサービス・ステーションとして下記のとおり証明する。

記

1. サービス・ステーションの名称及び所在地

2. 証明に係る降下式乗込装置の製造者

3. 整備業務実施上の責任者の氏名

4. 証明の有効期間
年 月 日 から 年 月 日まで

(備考)

(1) 次の各号の一に該当する場合は、速やかに((ロ)~(ニ))にあつてはあらかじめその旨を届け出ること。

(イ) サービス・ステーションの名称又は所在地を変更したとき。

(ロ) 施設、機器及び備品類を変更しようとするとき。

(ハ) 整備業務実施上の責任者を変更しようとするとき。

(ニ) 管海官庁が検査の方法附属書 F 整備基準中に定められた降

1.~7. (略)

別表 (略)

別紙様式 2-1 (略)

別紙様式 2-2

記号番号

降下式乗込装置サービス・ステーション証明書
殿

船舶安全法の規定に基づく船舶検査の対象となっている降下式乗込装置の整備を行うサービス・ステーションの施設等の基準(船舶検査の方法(平成9年6月16日付海検第40号)附属書H 別記2)に適合しているサービス・ステーションとして下記のとおり証明する。

記

1. サービス・ステーションの名称及び所在地

2. 証明に係る乗込み装置の製造者

(新設)

3. 証明の有効期間
年 月 日 から 年 月 日まで

(備考)

(1) 次の各号の一に該当する場合は、速やかに((ロ)~(ニ))にあつてはあらかじめその旨を届け出ること。

(イ) サービス・ステーションの名称又は所在地を変更したとき。

(ロ) 施設、機器及び備品類を変更しようとするとき。

(ハ) 整備業務実施上の責任者を変更しようとするとき。

(ニ) 管海官庁が検査の方法附属書 F 整備基準中に定められた降

<p>下式乗込装置整備基準に適合すると認めた社内整備標準を変更しようとするとき。</p> <p>(2) 次の各号の一に該当するときは、証明は、その効力を失うものとする。</p> <p>(イ) 死亡し、又は解散したとき。</p> <p>(ロ) 証明に係る事業を廃止したとき。</p> <p>(ハ) 証明を辞退したとき。</p> <p>(3) 次の各号の一に該当するときは、その証明を取り消し、又は期間を定めてその証明の効力を停止するものとする。</p> <p>(イ) 施設、器具及び備品類及び整備事業実施上の責任者が降下式乗込装置サービス・ステーションの施設等の基準(以下「基準」という。)に適合しなくなったとき。</p> <p>(ロ) 社内整備標準に違反したとき。</p> <p>(ハ) 書類の保管の基準に違反したとき、証明に係る物件以外の物件に整備記録を作成したとき、又は虚偽の整備記録を作成したとき。</p> <p>(ニ) (1)の届出を怠り、又は虚偽の届け出をしたとき。</p> <p>(4) (3)により証明を取り消され、その取り消しの日から二年を経過しない者は、当該取り消しに係るサービス・ステーションについて証明を受けることができない。</p> <p>(5) 基準に基づき作成した書類は、作成日から起算して5年間保管すること。</p> <p>(6) 管海官庁による定期的な現場確認に協力すること。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">管海官庁</p>
--

<p>下式乗込装置整備基準に適合すると認めた社内整備標準を変更しようとするとき。</p> <p>(2) 次の各号の一に該当するときは、証明は、その効力を失うものとする。</p> <p>(イ) 死亡し、又は解散したとき。</p> <p>(ロ) 証明に係る事業を廃止したとき。</p> <p>(ハ) 証明を辞退したとき。</p> <p>(3) 次の各号の一に該当するときは、その証明を取り消し、又は期間を定めてその証明の効力を停止するものとする。</p> <p>(イ) 施設、器具及び備品類及び整備事業実施上の責任者が降下式乗込装置サービス・ステーションの施設等の基準(以下「基準」という。)に適合しなくなったとき。</p> <p>(ロ) 社内整備標準に違反したとき。</p> <p>(ハ) 書類の保管の基準に違反したとき、証明に係る物件以外の物件に整備記録を作成したとき、又は虚偽の整備記録を作成したとき。</p> <p>(ニ) (1)の届出を怠り、又は虚偽の届け出をしたとき。</p> <p>(4) (3)により証明を取り消され、その取り消しの日から二年を経過しない者は、当該取り消しに係るサービス・ステーションについて証明を受けることができない。</p> <p>(5) 基準に基づき作成した書類は、作成日から起算して5年間保管すること。</p> <p>(6) 管海官庁による定期的な現場確認に協力すること。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">管海官庁</p>
--

管海官庁の長の氏名 印	管海官庁の長の氏名 印
<p>別記3 GMDSS 設備サービス・ステーションの施設等の基準 1.~6. (略) 別紙様式 3-1 (略) 別紙様式 3-2 (略)</p>	<p>別記3 GMDSS 設備サービス・ステーションの施設等の基準 1.~6. (略) 別紙様式 3-1 (略) 別紙様式 3-2 (略)</p>
<p>別記4 航海用レーダー等装備・整備事業場の施設等の基準 1.~5. (略) 別紙様式 4-1 (略) 別紙様式 4-2 (略)</p>	<p>別記4 航海用レーダー等装備・整備事業場の施設等の基準 1.~5. (略) 別紙様式 4-1 (略) 別紙様式 4-2 (略)</p>
<p>別記5 内燃機関等の解放整備を行うサービス・ステーションの施設等の基準 1.~6. (略) 別紙様式 5-1 (略) 別紙様式 5-2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="text-align: right;">記号番号</p> <p style="text-align: center;">内燃機関等解放整備サービス・ステーション証明書 殿</p> <p>船舶安全法の規定に基づく船舶検査の対象となっている内燃機関等の解放整備を行うサービス・ステーションの施設等の基準(船舶検査の方法(平成9年6月16日付海検第40号)附属書II 別記5)に適合しているサービス・ステーションとして下記のとおり証明する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業者の名称及び所在地 2. 証明に係る解放整備を行う内燃機関等の区分 3. <u>整備業務実施上の責任者の氏名</u> </div>	<p>別記5 内燃機関等の解放整備を行うサービス・ステーションの施設等の基準 1.~6. (略) 別紙様式 5-1 (略) 別紙様式 5-2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="text-align: right;">記号番号</p> <p style="text-align: center;">内燃機関等解放整備サービス・ステーション証明書 殿</p> <p>船舶安全法の規定に基づく船舶検査の対象となっている内燃機関等の解放整備を行うサービス・ステーションの施設等の基準(船舶検査の方法(平成9年6月16日付海検第40号)附属書II 別記5)に適合しているサービス・ステーションとして下記のとおり証明する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業者の名称及び所在地 2. 証明に係る解放整備を行う内燃機関等の区分 3. <u>(新設)</u> </div>

4. 証明の有効期間
 年 月 日 から 年 月 日まで

(備考)

(1) 次の各号の一に該当する場合は、速やかに(ロ)及び(ハ)にあつてはあらかじめその旨を届け出ること。
 (イ) サービス・ステーションの名称又は所在地を変更したとき
 (ロ) 施設、機器及び備品類を変更しようとするとき
 (ハ) 整備業務実施上の責任者を変更しようとするとき

(2) 次の各号の一に該当するときは、証明は、その効力を失うものとする。
 (イ) 死亡し、又は解散したとき。
 (ロ) 証明に係る事業を廃止したとき。
 (ハ) 証明を辞退したとき。

(3) 次の各号の一に該当するときは、その証明を取り消し、又は期間を定めてその証明の効力を停止するものとする。
 (イ) 施設、機器及び備品類、整備業務実施上の責任者及び技能者が内燃機関等の解放整備を行うサービス・ステーションの施設等の基準(以下「基準」という。)に適合しなくなったとき。
 (ロ) 書類の保管の基準に違反したとき、証明に係る物件以外の物件に整備点検記録を作成したとき、又は虚偽の整備点検記録を作成したとき。
 (ハ) (1)の届け出を怠り、又は虚偽の届け出をしたとき。

(4) (3)により証明を取り消され、その取り消しの日から二年を経過しない者は、当該取り消しに係るサービス・ステーションについて証明を受けることができない。

3. 証明の有効期間
 年 月 日 から 年 月 日まで

(備考)

(1) 次の各号の一に該当する場合は、速やかに(ロ)及び(ハ)にあつてはあらかじめその旨を届け出ること。
 (イ) サービス・ステーションの名称又は所在地を変更したとき
 (ロ) 施設、機器及び備品類を変更しようとするとき
 (ハ) 整備業務実施上の責任者を変更しようとするとき

(2) 次の各号の一に該当するときは、証明は、その効力を失うものとする。
 (イ) 死亡し、又は解散したとき。
 (ロ) 証明に係る事業を廃止したとき。
 (ハ) 証明を辞退したとき。

(3) 次の各号の一に該当するときは、その証明を取り消し、又は期間を定めてその証明の効力を停止するものとする。
 (イ) 施設、機器及び備品類、整備業務実施上の責任者及び技能者が内燃機関等の解放整備を行うサービス・ステーションの施設等の基準(以下「基準」という。)に適合しなくなったとき。
 (ロ) 書類の保管の基準に違反したとき、証明に係る物件以外の物件に整備点検記録を作成したとき、又は虚偽の整備点検記録を作成したとき。
 (ハ) (1)の届け出を怠り、又は虚偽の届け出をしたとき。

(4) (3)により証明を取り消され、その取り消しの日から二年を経過しない者は、当該取り消しに係るサービス・ステーションについて証明を受けることができない。

(5) 基準に基づき作成した書類は、作成日から起算して 5 年間保管すること。
 (6) 管海官庁による定期的な現場確認に協力すること。
 年 月 日
 管海官庁
 管海官庁の長の氏名 印

(5) 基準に基づき作成した書類は、作成日から起算して 5 年間保管すること。
 (6) 管海官庁による定期的な現場確認に協力すること。
 年 月 日
 管海官庁
 管海官庁の長の氏名 印

別記 6 救命艇等の整備を行うサービス・ステーションの施設等の基準

1. 適用
この基準は、救命艇等の整備を行うサービス・ステーションに適用し、その施設、人員及び整備についての基準を定めたものである。

2. 人員
救命艇等の整備を行う人員(整備技術者)は、附属書 F 整備基準等 22.「8 要員の認証に対する要件」の規定に従い、整備する救命艇等の種類及び型式に対して、製造者又は証明を受けたサービス・ステーションによって認証されていること。

3. 整備マニュアル等
サービス・ステーションは、整備する救命艇等の整備マニュアルが使用でき、かつ、製造者から整備マニュアルの改定情報や分解、調整等の修理指示書を入手可能であること。

4. 整備工具・治具
サービス・ステーションは、十分な器具、特に船上における作業に必要な持ち運び用の整備工具・治具(整備する救命艇等の製造者の整備マニュアルで定められている特殊な整備工具・治具を含む。)が利用可能であること。

5. 部品及び付属品
サービス・ステーションは、保守及び修理のために定められた適切な部品及び

(新設)
 (新設)
 (新設)
 (新設)
 (新設)
 (新設)

機装品が入手可能であること。

6. 品質管理システム

サービス・ステーションは、少なくとも ISO9001 又はこれに準拠した次の事項を含む文書化された品質管理システムを構築すること。ただし、サービス・ステーションが代理業者*及び/又は子会社を含めて証明を受ける場合は、サービス・ステーションは救命艇等の整備について ISO9001 の認証を取得していること。

* 代理業者とは、製造者又は承認されたもしくは適当と認められたサービスの提供事業所の代理となる人員又は会社をいう。以下同じ。

- (ア) 整備作業に従事する整備技術者の作業規程
- (イ) 測定器及びゲージの保守及び校正
- (ウ) 整備技術者のための教育訓練プログラム
- (エ) 作業手順に合致していることを確保するための監督及び検証
- (オ) 情報の記録及び報告
- (カ) 子会社及び代理業者の品質管理
- (キ) 作業の準備
- (ク) 作業方法・手順、苦情、是正措置並びに書類の制定、改正及び管理に関する定期的な見直し

7. 書類の作成

詳細な点検、作動試験、解放整備及び修理が行われた場合、その作業を行ったサービス・ステーションは、救命艇等が適切な状態にあるとの証明書及び点検整備記録を作成し、その写しを保管しておかなければならない。

別紙様式 6-1

証明願

年月日

(新設)

(新設)

(新設)

管海官庁 殿

願出者の氏名又は
名称及び住所 印

下記のサービス・ステーションについて、船舶安全法の規定に基づく船舶検査の対象となっている救命艇等の整備に係る証明を受けたいので、宜しくお取り計らい願います。

記

1. 証明を受けようとするサービス・ステーションの名称及び所在地(代理業者及び/又は子会社を含めて証明を受ける場合は、その名称及び所在地を含む。)
2. 証明を受けようとする救命艇等の整備内容の範囲(装置の種類、製造者及び型式)
3. 証明を受けようとするサービス・ステーションの整備業務実施上の責任者の氏名

(添付資料)

1. 製造者又は証明を受けたサービス・ステーションによる整備技術者証の写し
2. 整備する救命艇等の部品、整備マニュアル等について製造者から入手可能であることを証する契約書等の写し
3. 施設、人員、整備実績等の内容を記載した書類

別紙様式 6-2 (別添)

(新設)

点検整備記録等

1. 点検整備記録等の作成等

a. 点検整備記録

救命艇装置整備技術者は、本船を訪問し SOLAS 規則及び決議 MSC.402(96) 附属書「救命艇、救助艇、進水装置及び離脱装置の保守、詳細検査、作動試験、オーバーホール及び修理に対する要件」(以下「保守要件等」という。)に従って救命艇及び進水装置の保守点検整備を実施した時、以下の手順で救命艇装置の種類に応じた点検整備記録を作成する。

ただし、該当しない点検項目については、斜線その他適当な方法で適宜抹消すること。

(1) 保守点検整備結果記入し、船名その他所要事項を記載する。

(2) 整備技術者が署名し、船長の署名を受領する。

b. 声明書(救命艇装置)

保守・点検整備を実施した結果、SOLAS 規則及び保守要件等を満足していることを証明する『声明書』を作成する。

(1) 所要事項を記載する。

(2) 整備業務実施上の責任者が署名する。

(3) 整備技術者証及び救命艇等整備サービス・ステーション証明書(又は登録船級協会が発行した事業場承認証)の写しを添付する。

c. 救命艇装置整備技術者は、全ての作業が終了したならば、『点検整備記録』及び『声明書』を本船に提出し、退船する。

2. 点検整備記録簿(サンプル)

a. 一般型救命艇別紙 2-1

(1) 一般

(2) ボートダビット

(3) ボートウインチ

b. 自由降下式救命艇別紙 2-2

(1) 一般

(2) ボートダビット

(3) ボートウインチ

c. 救助艇別紙 2-3

(1) 一般

(2) ボートダビット

(3) ボートウインチ

3. 声明書(サンプル)

a. 一般型救命艇別紙 3-1

b. 自由降下式救命艇別紙 3-2

c. 救助艇別紙 3-3

点検整備記録簿 (一般型救命艇)
 MAINTENANCE CHECK LIST for LIFEBOAT

a. 一般型救命艇
 Lifeboat

船名 Name of ship		国籍 Flag	
IMO番号 IMO number		用途 Type of ship	
船舶所有者 Name of owner		船級 Class	

(1) 艇

BOAT

救命艇型式 Type of Lifeboat		製造年月 Date of manufacturer			
製造番号 Serial number		製造者 Name of manufacturer			
No.	点検・整備項目 Items	点検・整備結果 Result of inspection and servicing		備考 Remarks	
一般 General					
01	艇体外面 Outside hull	<input type="checkbox"/> 良好 Good	<input type="checkbox"/> 部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/> 補修 Repair	
02	キャノピー外面 Outside canopy	<input type="checkbox"/> 良好 Good	<input type="checkbox"/> 部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/> 補修 Repair	
03	救命索 Buoyant lifeline	<input type="checkbox"/> 良好 Good	<input type="checkbox"/> 部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/> 補修 Repair	
04	天幕構造 Enclosure structure	<input type="checkbox"/> 良好 Good	<input type="checkbox"/> 部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/> 補修 Repair	部分閉囲型救命艇 Partially enclosed lifeboat
05	艇内構造物 Inside structure	<input type="checkbox"/> 良好 Good	<input type="checkbox"/> 部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/> 補修 Repair	
06	ペインタ離脱装置 Painter release device	<input type="checkbox"/> 良好 Good	<input type="checkbox"/> 部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/> 補修 Repair	
07	閉鎖装置 Doors and hatches	<input type="checkbox"/> 良好 Good	<input type="checkbox"/> 部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/> 補修 Repair	
08	採光装置 Window	<input type="checkbox"/> 良好 Good	<input type="checkbox"/> 部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/> 補修 Repair	
09	操舵装置及び舵 Steering gear	<input type="checkbox"/> 良好 Good	<input type="checkbox"/> 部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/> 補修 Repair	
10	船尾管装置 Stern tube	<input type="checkbox"/> 良好 Good	<input type="checkbox"/> 部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/> 補修 Repair	
11	プロペラ&プロペラガード Propeller and Propeller guard	<input type="checkbox"/> 良好 Good	<input type="checkbox"/> 部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/> 補修 Repair	
12	自動呼吸弁 Breather valve	<input type="checkbox"/> 良好 Good	<input type="checkbox"/> 部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/> 補修 Repair	耐火救命艇 Fire protected lifeboat
13	空気供給装置配管 High pressure line for air supply sys.	<input type="checkbox"/> 良好 Good	<input type="checkbox"/> 部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/> 補修 Repair	耐火救命艇 Fire protected lifeboat
14	高圧空気容器 Air cylinder	<input type="checkbox"/> 良好 Good	<input type="checkbox"/> 部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/> 補修 Repair	耐火救命艇 Fire protected lifeboat
15	散水装置 Sprinkler system	<input type="checkbox"/> 良好 Good	<input type="checkbox"/> 部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/> 補修 Repair	耐火救命艇 Fire protected lifeboat
16	縄はしご Boarding ladder	<input type="checkbox"/> 良好 Good	<input type="checkbox"/> 部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/> 補修 Repair	
17	ドレン弁&プラグ Drain valve and plug	<input type="checkbox"/> 良好 Good	<input type="checkbox"/> 部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/> 補修 Repair	
18	雨水収集用具&貯蔵容器 Rain water collector and vessel	<input type="checkbox"/> 良好 Good	<input type="checkbox"/> 部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/> 補修 Repair	
19	手動ポンプ Hand pump	<input type="checkbox"/> 良好 Good	<input type="checkbox"/> 部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/> 補修 Repair	
20	安全ベルト Seat belt	<input type="checkbox"/> 良好 Good	<input type="checkbox"/> 部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/> 補修 Repair	
21	機装品 Equipment	<input type="checkbox"/> 良好 Good	<input type="checkbox"/> 部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/> 補修 Repair	

離脱装置 Release Gear								
01	リセット状態 Reset condition	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
02	操作ハンドル Release handle unit	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
03	コントロールケーブル Control cable	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
04	フックユニット Hook unit	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
05	インターロック装置 Interlock unit	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
06	フック固定部(艇体) Hook fastening	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
07	離脱装置作動試験 Release gear operation test	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	年次毎 Annual
08	離脱装置作動試験(船舶検査官立会) Release gear operation test (witness ship inspector)	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	1.1 倍荷重(5 年毎) 1.1 times load (5-yearly)
機関部 Engine								
01	機関部全般 General	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
02	エンジン潤滑油 Engine oil	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
03	クラッチ潤滑油 Clutch oil	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
04	燃料タンク Fuel oil tank	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
05	燃料油配管 Fuel oil pipe	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
06	清水クーラ F.W. cooler	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
07	冷却配管 C.W. pipe	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
08	清水ポンプ F.W. pump	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
09	海水ポンプ S.W. pump	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
10	計器盤 Gauge panel	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
11	予備品 Spare parts	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
12	治工具 Tool	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
電気部 Electric								
01	蓄電池 Battery	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
02	室内灯 Interior light	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
03	キャノピー灯 Canopy light	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
04	探照灯 Search light	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
05	コンパス灯 Compass light	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
06	発電機ベルト Belt of generator	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
07	電気配線 Electric wiring	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
特記事項: Notice								

(2) ボートダビット

Boat Davit

ダビット型式 Type of Boat Davit		製造年月 Date of manufacturer		
製造番号 Serial number		製造者 Name of manufacturer		
No.	点検・整備項目 Items	点検・整備結果 Result of inspection and servicing		備考 Remarks
01	フレーム Frame	<input type="checkbox"/> 良好 Good	<input type="checkbox"/> 部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/> 補修 Repair
02	ダビットアーム Davit arms	<input type="checkbox"/> 良好 Good	<input type="checkbox"/> 部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/> 補修 Repair
03	ヒンジ部 Hinge	<input type="checkbox"/> 良好 Good	<input type="checkbox"/> 部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/> 補修 Repair
04	シーブ部 Sheave	<input type="checkbox"/> 良好 Good	<input type="checkbox"/> 部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/> 補修 Repair
05	サスペンションブロック Suspension block	<input type="checkbox"/> 良好 Good	<input type="checkbox"/> 部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/> 補修 Repair
06	ダビットアーム ストッパー Davit arm stopper	<input type="checkbox"/> 良好 Good	<input type="checkbox"/> 部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/> 補修 Repair
07	トリガーフック Trigger hook	<input type="checkbox"/> 良好 Good	<input type="checkbox"/> 部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/> 補修 Repair
08	ボートフォール Boat fall	<input type="checkbox"/> 良好 Good	<input type="checkbox"/> 部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/> 補修 Repair
09	ターンバックル Turn buckle	<input type="checkbox"/> 良好 Good	<input type="checkbox"/> 部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/> 補修 Repair
10	ラッシングライン Lashing wire rope	<input type="checkbox"/> 良好 Good	<input type="checkbox"/> 部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/> 補修 Repair
11	舷側操作装置 Deck operation device	<input type="checkbox"/> 良好 Good	<input type="checkbox"/> 部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/> 補修 Repair
12	艇内リモコン装置 Remote control device	<input type="checkbox"/> 良好 Good	<input type="checkbox"/> 部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/> 補修 Repair
13	リカバリストラップ Recovery strap	<input type="checkbox"/> 良好 Good	<input type="checkbox"/> 部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/> 補修 Repair
14	メンテナンスペンダント Maintenance pendant	<input type="checkbox"/> 良好 Good	<input type="checkbox"/> 部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/> 補修 Repair
15	予備品 Spear parts	<input type="checkbox"/> 良好 Good	<input type="checkbox"/> 部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/> 補修 Repair
16	その他 Other	<input type="checkbox"/> 良好 Good	<input type="checkbox"/> 部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/> 補修 Repair
特記事項: Notice				

(3) ボートウインチ

Boat Winch

ウインチ型式 Type of Winch		製造年月 Date of manufacturer		
製造番号 Serial number		製造者 Name of manufacturer		
No.	点検・整備項目 Items	点検・整備結果 Result of inspection and servicing		備考 Remarks
01	ギヤボックス Gear box	<input type="checkbox"/> 良好 Good	<input type="checkbox"/> 部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/> 補修 Repair
02	潤滑油 Lubrication oil	<input type="checkbox"/> 良好 Good	<input type="checkbox"/> 部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/> 補修 Repair
03	歯車 Gear	<input type="checkbox"/> 良好 Good	<input type="checkbox"/> 部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/> 補修 Repair
04	ベアリング Bearing	<input type="checkbox"/> 良好 Good	<input type="checkbox"/> 部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/> 補修 Repair

05	オイルシール Oil seal	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
06	ハンドブレーキ装置 Hand break device	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
07	ガバナブレーキ装置 Governor brake device	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
08	カムクラッチ Cam clutch	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
09	手動ハンドル Manual handle	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
10	ワイヤドラム Wire drum	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
11	速度切替レバー Speed change lever	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
12	電動機 Electric motor	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
13	始動器盤 Starter, panel	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
14	リミットスイッチ Limit switch	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
15	押し釦箱、プラグ、レセプタクル Push button box, plug, receptacle	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
16	ダイナミックウインチブレーキ試験 Dynamic winch Brake test	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	年次毎 Annual
17	ダイナミックウインチブレーキ試験 (船舶検査官立会) Dynamic winch Brake test (witness ship inspector)	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	1.1 倍荷重(5年毎) 1.1 times load(5-yearly)
18	予備品 Spare parts	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
特記事項: Notice								

整備事業会社名 Service company		整備実施日 Date of servicing	
技術者証番号 Certificate number		整備場所 Service location	
救命艇 Lifeboat	進水装置 Launching Appliance		
		装備場所 Lifeboat location	

日付 Date		日付 Date	
船長 Captain	氏名 Name 署名 Signature	整備技術者 Service engineer	氏名 Name 署名 Signature

点検整備記録簿 (自由降下式救命艇)

MAINTENANCE CHECK LIST for FREE-FALL LIFEBOAT

b. 自由降下式救命艇
Free-Fall Lifeboat

船名 Name of ship		国籍 Flag	
IMO番号 IMO number		用途 Type of ship	
船舶所有者 Name of owner		船級 Class	

(1) 艇

BOAT

救命艇型式 Type of Lifeboat		製造年月 Date of manufacturer	
製造番号 Serial number		製造者 Name of manufacturer	

No.	点検・整備項目 Items	点検・整備結果 Result of inspection and servicing				備考 Remarks		
一般 General								
01	艇体外面 Outside hull	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
02	キャノピー外面 Outside canopy	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
03	救命索 Buoyant lifeline	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
04	艇内構造物 Inside structure	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
05	閉鎖装置 Doors and hatches	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
06	採光装置 Window	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
07	操舵装置及び舵 Steering gear	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
08	船尾管装置 Stern tube	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
09	プロペラ&プロペラガード Propeller and Propeller guard	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
10	自動呼吸弁 Breather valve	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	耐火救命艇 Fire protected lifeboat
11	空気供給装置配管 High pressure line for air supply sys.	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	耐火救命艇 Fire protected lifeboat
12	高圧空気容器 Air cylinder	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	耐火救命艇 Fire protected lifeboat
13	散水装置 Sprinkler system	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	耐火救命艇 Fire protected lifeboat
14	縄はしご Boarding ladder	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
15	ドレン弁&プラグ Drain valve and plug	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
16	雨水収集用具&貯蔵容器 Rain water collector and vessel	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
17	手動ポンプ Hand pump	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
18	安全背負い具 Safety Harness	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
19	機装品 Equipment	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
離脱装置 Release Gear								
01	停止つめが正しい位置にあるか確認 Check correct position of stop pawl.	<input type="checkbox"/>	良好 Good			<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
02	可動部にゴミ、異物等の付着のないことを確認	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	要清掃 Cleaning	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	

	Check that there is no dirt or foreign matter on the moving part.						
03	フックを艇体に固定する部分の取付け状態の確認 Check installing status of fixing part of the hook to the hull.	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
04	水圧、油圧オイルレベルを確認し、必要に応じて充填 Check hydraulic oil level, fill up if necessary.	<input type="checkbox"/>	良好 Good			<input type="checkbox"/>	補修 Repair
05	水圧、油圧系統の損傷、特ネジで接続した部分を確認 Check hydraulic lines for damages, especially at screwed connections.	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
06	離脱が正常にできることを確認 Check that releasing can be implemented normally.	<input type="checkbox"/>	良好 Good			<input type="checkbox"/>	補修 Repair
07	フックのリセットが容易にできることを確認 Check that reset of hook can be implemented easily.	<input type="checkbox"/>	良好 Good			<input type="checkbox"/>	補修 Repair

機関部 Engine

01	機関部全般 General	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
02	エンジン潤滑油 Engine oil	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
03	クラッチ潤滑油 Clutch oil	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
04	燃料タンク Fuel oil tank	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
05	燃料油配管 Fuel oil pipe	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
06	清水クーラ F.W. cooler	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
07	冷却配管 C.W. pipe	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
08	清水ポンプ F.W. pump	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
09	海水ポンプ S.W. pump	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
10	計器盤 Gauge panel	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
11	予備品 Spare parts	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
12	治工具 Tool	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair

電気部 Electric

01	蓄電池 Battery	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
02	室内灯 Interior light	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
03	キャノピー灯 Canopy light	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
04	探照灯 Search light	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
05	コンパス灯 Compass light	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
06	発電機ベルト Belt of generator	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
07	電気配線 Electric wiring	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair

特記事項:

Notice

(2) ボートダビット

Boat Davit

ダビット型式 Type of Boat Davit		製造年月 Date of manufacturer					
製造番号 Serial number		製造者 Name of manufacturer					
No.	点検・整備項目 Items	点検・整備結果 Result of inspection and servicing				備考 Remarks	
01	スライドトラック Slide track	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
02	ダビットアーム Davit arms	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
03	ヒンジ部 Hinge	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
04	シーブ部 Sheave	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
05	ローラー部 Roller	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
06	トラバース Traverse	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
07	サスペンション Suspension	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
08	ラッシングボラード Lashing bollard	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
09	メインラッシング Main lashing	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
10	ボートフォール Boat fall	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
11	舷側操作装置 Deck operation device	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
12	フックラッシングライン Lashing line	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
13	ラッシングプレート用ワイヤ Wire for plate	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
14	リセットロープ Reset rope	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
15	油圧シリンダー Hydraulic cylinder	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
16	予備品 Spear parts	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
17	その他 Other	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
特記事項: Notice							

(3) ボートウインチ

Boat Winch

ウインチ型式 Type of Winch		製造年月 Date of manufacturer					
製造番号 Serial number		製造者 Name of manufacturer					
No.	点検・整備項目 Items	点検・整備結果 Result of inspection and servicing				備考 Remarks	
01	ギヤボックス Gear box	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
02	潤滑油 Lubrication oil	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
03	歯車 Gear	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair

04	ベアリング Bearing	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
05	オイルシール Oil seal	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
06	油圧ブレーキ装置 Hydraulic brake device	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
07	油圧モーター Hydraulic motor	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
08	ワイヤドラム Wire drum	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
09	パワーパック Power pack	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
10	油圧ポンプ Hydraulic pump	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
11	油圧コントロールバルブ Hydraulic control valve	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
12	電動機 Electric motor	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
13	始動器盤 Starter, panel	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
14	押し釦箱 Push button box	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
15	ホース・接続金具 Rubber hose & joint	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
16	ダイナミックウインチブレーキ試験 Dynamic winch Brake test	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	年次毎 Annual
17	ダイナミックウインチブレーキ試験 (船舶検査官立会) Dynamic winch Brake test (witness ship inspector)	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	1.1 倍荷重(5 年毎) 1.1 times load(5-yearly)
18	予備品 Spare parts	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
特記事項: Notice								

整備事業会社名 Service company		整備実施日 Date of servicing	
技術者証番号 Certificate number		整備場所 Service location	
救命艇 Lifeboat	進水装置 Launching Appliance	装備場所 Lifeboat location	

日付 Date	氏名 Name	日付 Date	氏名 Name
船長 Captain	署名 Signature	整備技術者 Service engineer	署名 Signature

点検整備記録簿 (救助艇)

MAINTENANCE CHECK LIST for RESCUE BOAT

c. 救助艇

Rescue Boat

船名 Name of ship		国籍 Flag	
IMO番号 IMO number		用途 Type of ship	
船舶所有者 Name of owner		船級 Class	

(1) 艇

BOAT

救命艇型式 Type of Lifeboat		製造年月 Date of manufacturer	
製造番号 Serial number		製造者 Name of manufacturer	

No.	点検・整備項目 Items	点検・整備結果 Result of inspection and servicing				備考 Remarks
-----	------------------	---	--	--	--	---------------

一般 General

01	艇体外面 Outside hull	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
02	転覆防止タンク外面 Self-righting tank's outer appearance	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
03	救命索 Buoyant lifeline	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
04	艇内構造物 Inside structure	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
05	ペイント離脱装置 Painter release device	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
06	ハッチ Hatches	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
07	手すり Handrail	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
08	縄ばしご Boarding ladder	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
09	ドレンプラグ Drain valve and plug	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
10	手動ポンプ Hand pump	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
11	艀装品 Equipment	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	

機関部 Engine

01	エンジンの始動と運転 Starting and running of engine	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
02	エンジン潤滑油 Engine oil	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
03	ギヤ潤滑油 Gear oil	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
04	燃料タンク Fuel oil tank	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
05	燃料油配管 Fuel oil pipe	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
06	キャブレター Carburetor	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
07	燃料フィルター Fuel filter	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
08	スパークプラグ Spark plugs	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
09	点火のタイミング Ignition timing	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	

10	始動モーター Starter motor	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
11	始動ロープ Starter rope	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
12	緊急ロープ Emergency pull rope	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
13	ストップスイッチ Stop switch	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
14	プロペラ Propeller	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
15	プロペラ保護カバー Protective cover of propeller	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
16	給水ポンプインペラー Water pump impeller	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
17	ボルトとナット Bolts and nuts	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
18	スライディング/ローテイング部品 Sliding and rotating parts	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
19	グリースニップル Grease nipple	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
20	アノードとトリムタブ Anode and Trim Tub	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
21	備品外面 Outer equipment	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
22	操作指示銘板 Operation instruction plate	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
電気部 Electric								
01	蓄電池 Battery	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
02	ポジションライト Position light	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
03	探照灯 Search light	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
04	コンパス灯 Compass light	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
05	エンジンベルト Engine belt	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
06	電気配線 Electric wiring	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
操作機構 Manipulative system								
01	速度制御装置 Speed control device	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
02	操舵装置 Steering device	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
特記事項: Notice								

(2) ボートダビット

Boat Davit

ダビット型式 Type of Boat Davit		製造年月 Date of manufacturer	
製造番号 Serial number		製造者 Name of manufacturer	
No.	点検・整備項目 Items	点検・整備結果 Result of inspection and servicing	備考 Remarks
01	ダビットアーム Davit arms	<input type="checkbox"/> 良好 Good <input type="checkbox"/> 部品交換 Part exchange <input type="checkbox"/> 補修 Repair	
02	シーブ部 Sheave	<input type="checkbox"/> 良好 Good <input type="checkbox"/> 部品交換 Part exchange <input type="checkbox"/> 補修 Repair	

03	旋回部 Slewing part	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
04	旋回減速機 Slewing reducer	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
05	サスペンションブロック Suspension block	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
06	離脱フック Release hook	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
07	油圧パワーパック Hydraulic power pack	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
08	油圧配管／継手 Hydraulic hose / joint	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
09	ボートフォール Boat fall	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
10	リモートコントロール装置 Remote control device	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
11	リカバリーストラップ Recovery strap	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
12	ハンギングオフペンダント Hanging off pendant	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
13	予備品 Spear parts	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
14	その他 Others	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
特記事項: Notice								

(3) ボートウインチ

Boat Winch

ウインチ型式 Type of Winch		製造年月 Date of manufacturer					
製造番号 Serial number		製造者 Name of manufacturer					
No.	点検・整備項目 Items	点検・整備結果 Result of inspection and servicing				備考 Remarks	
01	ギヤボックス Gear box	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
02	潤滑油 Lubrication oil	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
03	歯車 Gear	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
04	ベアリング Bearing	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
05	オイルシール Oil seal	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
06	ハンドブレーキ装置 Hand break device	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
07	ガバナブレーキ装置 Governor brake device	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
08	カムクラッチ Cam clutch	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
09	手動ハンドル Manual handle	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
10	ワイヤドラム Wire drum	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
11	電動機 Electric motor	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
12	始動器盤 Starter	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair
13	押し釦箱 Push button box	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair

14	リミットスイッチ Limit switch	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
15	ダイナミックウインチブレーキ試験 Dynamic winch Brake test	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	年次毎 Annual
16	ダイナミックウインチブレーキ試験 (船舶検査官立会) Dynamic winch Brake test (witness ship inspector)	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	1.1 倍荷重(5年毎) 1.1 times load(5-yearly)
17	予備品 Spare parts	<input type="checkbox"/>	良好 Good	<input type="checkbox"/>	部品交換 Part exchange	<input type="checkbox"/>	補修 Repair	
特記事項: Notice								

整備事業会社名 Service company		整備実施日 Date of servicing	
技術者証番号 Certificate number		整備場所 Service location	
救命艇 Lifeboat	進水装置 Launching Appliance		
		整備場所 Lifeboat location	

日付 Date		日付 Date	
船長 Captain	氏名 Name 署名 Signature	整備技術者 Service engineer	氏名 Name 署名 Signature

声明書(救命艇装置)

STATEMENT (LIFEBOAT ARRANGEMENT)

SOLAS 条約第Ⅲ章第 20 規則 3.2 及び決議 MSC.402(96) 附属書の救命艇、救助艇、進水装置及び離脱装置の保守、詳細検査、作動試験、オーバーホール及び修理に対する要件に従って、下記製造者又は認可された整備事業者により次の救命艇装置の点検整備を実施した結果、これら装置が目的に適合していることを確認した。

This is to confirm that the following inspection and maintenance of lifeboat arrangements by the manufacturer or authorized service provider have been carried out and that these lifeboat arrangements have been found to be fit for purpose in accordance with requirements for maintenance examination, operational testing, overhaul and repair of lifeboats, rescue boats, launching appliances and release gear in SOLAS Regulation II 20.3.2 and MSC.402 (96) Annex.

船名 Name of ship			IMO 番号 IMO number	
	型式 Type	製造番号 Serial number	製造年月 Date of manufacturer	製造者 Name of manufacturer
救命艇 Lifeboat				
離脱装置 Release Gear				
ボートダビット Boat Davit				
ボートウインチ Boat Winch				
整備実施日 Date of servicing			整備場所 Service location	
点検整備の種類 Kind of servicing	<input type="checkbox"/> 詳細整備 Through servicing	<input type="checkbox"/> 年次整備 Annual servicing	<input type="checkbox"/> 修理 Repair	
備考欄 Remarks				

製造者又は 認可された整備事業者 Manufacturer or authorized service provider	名称 Name of company
	認定番号 Certificate number
	整備業務実施上の責任者 氏名 Name of the person in charge of maintenance work Name
	署名 Signature

発行日 Date of issue

- 注記: 1. この声明書は、決議 MSC.402(96) 附属書に基づき、製造者又は認可された整備事業者により発行されている。
Note This statement has been issued by the manufacturer or authorized service provider in accordance with resolution MSC.402 (96) Annex.
2. 添付の整備技術者証及び救命艇等整備サービス・ステーション証明書(登録船級協会が発行した事業場承認証)の写しを参照。
Refer to the attached copies of the service engineer certificate and certificate for Authorized service providers engaged in the servicing and maintenance of Lifeboats etc. (certificate of approved firms engaged in the servicing and maintenance issued by recognized classification society).

救命艇整備技術者証の写し
Copy of Lifeboat Service Engineer Certificate

(表面)
(Face)

(裏面)
(back)

進水装置整備技術者証の写し
Copy of Launching Appliance Service Engineer Certificate

(表面)
(Face)

(裏面)
(back)

救命艇等整備サービス・ステーション証明書(登録船級協会が発行した事業場承認証)の写し
Copy of Certificate for Authorized service providers engaged in the servicing and maintenance of Lifeboats etc. (certificate of approved firms engaged in the servicing and maintenance issued by recognized classification society)

声明書(自由落下式救命艇装置)

STATEMENT (FREE-FALL LIFEBOAT)

SOLAS 条約第Ⅲ章第 20 規則 3.2 及び決議 MSC.402(96) 附属書の救命艇、救助艇、進水装置及び離脱装置の保守、詳細検査、作動試験、オーバーホール及び修理に対する要件に従って、下記製造者又は認可された整備事業者により次の救命艇装置の点検整備を実施した結果、これら装置が目的に適合していることを確認した。

This is to confirm that the following inspection and maintenance of lifeboat arrangements by the manufacturer or authorized service provider have been carried out and that these lifeboat arrangements have been found to be fit for purpose in accordance with requirements for maintenance examination, operational testing, overhaul and repair of lifeboats, rescue boats, launching appliances and release gear in SOLAS Regulation II 20.3.2 and MSC.402 (96) Annex.

船名 Name of ship			IMO 番号 IMO number	
	型式 Type	製造番号 Serial number	製造年月 Date of manufacturer	製造者 Name of manufacturer
救命艇 Lifeboat				
離脱装置 Release Gear				
ボートダビット Boat Davit				
ボートウインチ Boat Winch				
整備実施日 Date of servicing			整備場所 Service location	
点検整備の種類 Kind of servicing	<input type="checkbox"/> 詳細整備 Through servicing	<input type="checkbox"/> 年次整備 Annual servicing	<input type="checkbox"/> 修理 Repair	
備考欄 Remarks				

製造者又は 認可された整備事業者 Manufacturer or authorized service provider	名称 Name of company
	認定番号 Certificate number
	整備業務実施上の責任者 氏名 Name of the person in charge of maintenance work Name
署名 Signature	

発行日 Date of issue	
----------------------	--

- 注記: 1. この声明書は、決議 MSC.402(96) 附属書に基づき、製造者又は認可された整備事業者により発行されている。
 Note This statement has been issued by the manufacturer or authorized service provider in accordance with resolution MSC.402 (96) Annex.
2. 添付の整備技術者証及び救命艇等整備サービス・ステーション証明書(登録船級協会が発行した事業場承認証)の写しを参照。
 Refer to the attached copies of the service engineer certificate and certificate for Authorized service providers engaged in the servicing and maintenance of Lifeboats etc. (certificate of approved firms engaged in the servicing and maintenance issued by recognized classification society).

救命艇整備技術者証の写し
Copy of Lifeboat Service Engineer Certificate

(表面)
(Face)

(裏面)
(back)

進水装置整備技術者証の写し
Copy of Launching Appliance Service Engineer Certificate

(表面)
(Face)

(裏面)
(back)

救命艇等整備サービス・ステーション証明書(登録船級協会が発行した事業場承認証)の写し
Copy of Certificate for Authorized service providers engaged in the servicing and maintenance of Lifeboats etc. (certificate of approved firms engaged in the servicing and maintenance issued by recognized classification society)

声明書(救助艇装置)

STATEMENT (RESCUE BOAT ARRANGEMENT)

SOLAS 条約第Ⅲ章第 20 規則 3.2 及び決議 MSC.402(96) 附属書の救命艇、救助艇、進水装置及び離脱装置の保守、詳細検査、作動試験、オーバーホール及び修理に対する要件に従って、下記製造者又は認可された整備事業者により次の救命艇装置の点検整備を実施した結果、これら装置が目的に適合していることを確認した。

This is to confirm that the following inspection and maintenance of lifeboat arrangements by the manufacturer or authorized service provider have been carried out and that these lifeboat arrangements have been found to be fit for purpose in accordance with requirements for maintenance examination, operational testing, overhaul and repair of lifeboats, rescue boats, launching appliances and release gear in SOLAS Regulation II 20.3.2 and MSC.402 (96) Annex.

船名 Name of ship			IMO 番号 IMO number	
	型式 Type	製造番号 Serial number	製造年月 Date of manufacturer	製造者 Name of manufacturer
救助艇 Rescue Boat				
離脱装置 Release Gear				
ボートダビット Boat Davit				
ボートウインチ Boat Winch				
整備実施日 Date of servicing			整備場所 Service location	
点検整備の種類 Kind of servicing				
<input type="checkbox"/> 詳細整備 Through servicing		<input type="checkbox"/> 年次整備 Annual servicing		<input type="checkbox"/> 修理 Repair
備考欄 Remarks				

製造者又は 認可された整備事業者 Manufacturer or authorized service provider	名称 Name of company
	認定番号 Certificate number
	整備業務実施上の責任者 氏名 Name of the person in charge of maintenance work Name
	署名 Signature

発行日 Date of issue	
----------------------	--

注記: 1. この声明書は、決議 MSC.402(96) 附属書に基づき、製造者又は認可された整備事業者により発行されている。
 Note This statement has been issued by the manufacturer or authorized service provider in accordance with resolution MSC.402 (96) Annex.
 2. 添付の整備技術者証及び救命艇等整備サービス・ステーション証明書(登録船級協会が発行した事業場承認証)の写しを参照。
 Refer to the attached copies of the service engineer certificate and certificate for Authorized service providers engaged in the servicing and maintenance of Lifeboats etc. (certificate of approved firms engaged in the servicing and maintenance issued by recognized classification society).

救助艇整備技術者証の写し
Copy of Rescue Boat Service Engineer Certificate

(表面)
(Face)

(裏面)
(back)

進水装置整備技術者証の写し
Copy of Launching Appliance Service Engineer Certificate

(表面)
(Face)

(裏面)
(back)

救命艇等整備サービス・ステーション証明書(登録船級協会が発行した事業場承認証)の写し
Copy of Certificate for Authorized service providers engaged in the servicing and maintenance of Lifeboats etc. (certificate of approved firms engaged in the servicing and maintenance issued by recognized classification society)

救命艇等整備サービス・ステーション証明書

Certificate for Authorized service providers engaged in the servicing and maintenance of Lifeboats, launching appliances, on-load release gear and automatic release hooks

殿

決議 MSC.402(96)に基づき、日本国政府の権限の下に発給する。

Issued under the provisions of resolution MSC.402 (96) under the authority of the Japanese government.

記
Follows

1. 事業者の名称及び所在地(代理業者及び/又は子会社を含めて証明を受ける場合は、その名称及び所在地を含む。)

Business name and location (In case of receiving certification including agents and / or subsidiaries, include the name and location.)

名称 Business name	所在地 Location	備考 Remarks (代理業者又は子会社の別) (By agent or subsidiary)

2. 証明に係る救命艇等の整備内容の範囲(装置の種類、製造者及び型式)

Scope of maintenance contents such as lifeboats related to certification (type of equipment, manufacturer and type)

装置の種類 Type of equipment	製造者 Manufacturer	型式 Type

3. 整備業務実施上の責任者の氏名

Name of the person in charge of maintenance work

4. 証明の有効期間

Validity period of certification

年 月 日 から 年 月 日まで
From to

年 月 日

(Date of issue)

管海官庁
Administration

管海官庁の長の氏名
Name of the Director of the Administration

印
(Seal)

(備考)

(Remarks)

(1) 次の各号の一に該当する場合は、速やかに((b)～(d)にあつてはあらかじめ)その旨を届け出ること。

If it falls under one of the following items, notify it promptly (regarding from (b) to (d) is prior notification in advance regarding from (b) to (d)).

(a) サービス・ステーションの名称又は所在地を変更したとき

When the name or location of the service station is changed.

(b) 整備する救命艇等の製造者の整備マニュアルで定められている整備工具・治具を変更しようとするとき

When attempting to change the maintenance tools and jigs specified in the maintenance manual of the manufacturer of the lifeboat etc. to be maintained.

(c) 品質管理システムを変更しようとするとき

When trying to change the quality management system.

(d) 整備業務実施上の責任者を変更しようとするとき

When trying to change the person responsible for maintenance work.

(2) 次の各号の一に該当するときは、証明は、その効力を失うものとする。

The certification shall lose its validity when it falls under one of the following items.

(a) 死亡し、又は解散したとき

When the person who in charge of maintenance work died or the service station was dissolved.

(b) 証明に係る事業を廃止したとき

When business related to certification is abolished.

(c) 証明を辞退したとき

When the proof is declined.

(3) 次の各号の一に該当するときは、その証明を取り消し、又は期間を定めてその証明の効力を停止するものとする。

If one of the following items applies, the certification shall be canceled or the validity of the certification shall be suspended for a fixed period.

(a) 整備する救命艇等の製造者の整備マニュアルで定められている整備工具・治具、保守及び修理のために定められた適切な部品及び艀装品の入手、品質管理システム、整備業務実施上の責任者及び技能者が救命艇等の整備を行うサービス・ステーションの施設等の基準(以下「基準」という。)に適合しなくなったとき

Maintenance tools and jigs specified in the maintenance manual of the manufacturer of the lifeboat to be maintained, acquisition of appropriate parts and fittings specified for maintenance and repair, quality control system, and maintenance work. When the person in charge above and the technician no longer comply with the standards (hereinafter referred to as "standards") for service station facilities that maintain lifeboats, etc.

(b) 整備する救命艇等の製造者の整備マニュアルに違反したとき

When the maintenance manual which provided by the lifeboat manufacturer is violated.

(c) 書類の保管の基準に違反したとき、証明に係る物件以外の物件に点検整備記録を作成したとき、又は虚偽の点検整備記録を作成したとき

When the document storage standards are violated, when inspection / maintenance records are created for properties other than those for certification, or when false inspection / maintenance records are created.

(d) (1)の届け出を怠り、又は虚偽の届け出をしたとき

When neglecting or submitting false notification of (1).

(4) (3)により証明を取り消され、その取り消しの日から二年を経過しない者は、当該取り消しに係るサービス・ステーションについて証明を受けることができない。

A person whose certificate has been revoked in (3) and for which two years have not elapsed since the date of the revocation cannot receive a certificate for the service station related to the revocation.

(5) 基準に基づき作成した書類は、作成日から起算して5年間保管すること。

Documents created based on the standards should be stored for 5 years from the date of creation.

(6) 管海官庁による定期的な現場確認に協力すること。

Cooperate with the administrative authorities at periodical assessment on site.